

1. 議事日程（令和元年第2回北広島町議会定例会）

令和元年6月12日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|-------|---|
| 山形しのぶ | 女性の社会進出に支援と理解を |
| 梅尾泰文 | ①太陽光発電は迷惑施設になっていないか
②個人所有の財産は継承できるか |
| 大林正行 | 教育を取り巻く諸課題を問う |
| 服部泰征 | 持続可能な体制の構築を |
| 中田節雄 | ①高齢者世帯への対応と空き家の管理
②事業系の生ゴミの減量について伺う
③災害情報の危険度の周知徹底は |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 濱田芳晴 | 2番 美濃孝二 | 3番 真倉和之 |
| 4番 湊俊文 | 5番 敷本弘美 | 6番 森脇誠悟 |
| 8番 山形しのぶ | 9番 亀岡純一 | 10番 梅尾泰文 |
| 11番 室坂光治 | 12番 服部泰征 | 13番 伊藤淳 |
| 14番 中田節雄 | 15番 大林正行 | 16番 宮本裕之 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 中原健	教育長 池田庄策
芸北支所長 清見宣正	大朝支所長 竹下秀樹	豊平支所長 益田智幸
危機管理課長 野上正宏	総務課長 畑田正法	財政課長 植田優香
企画課長 砂田寿紀	税務課長 矢部芳彦	福祉課長 細川敏樹
保健課長 福田さちえ	農林課長 落合幸治	商工観光課長 沼田真路
建設課長 川手秀則	町民課長 迫井一深	上下水道課長 中川克也
消防長 石井雅宏	学校教育課長 石坪隆雄	生涯学習課長 西村豊
会計管理者 畑田朱美	国土調査事務所長 中川俊彦	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本 伸次 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（宮本裕之） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、答弁においても簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇して、マイクを正面に向けて一般質問を行ってください。8番、山形議員の発言を許します。

○8番（山形しのぶ） 8番、山形しのぶでございます。このたびの一般質問は1番という順番になりました。1という数字は、私が大変好きな数字でございます。1番という意味合いにも込められておりますが、一歩目や一つ一つという大切な意味合いも込められていると思っております。その1という数字を大切にしながら、一般質問をさせていただきます。さきに通告いたしました女性の社会進出に支援と理解をについて質問をいたします。こちらは、女性の社会進出に支援ということは大変多くいただいていると思っておりますが、理解という場面がまだ少し不足しているのではないかと、働く女性として私は思っております。女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために、女性活躍推進法が平成27年の9月に施行されております。その思いといたしましては、希望に応じて十分な能力を発揮し、とございますので、そういった点についても考えながら質問を進めてまいります。深刻な社会問題になっている人材不足は、都市部だけではなく、北広島町でも厳しい状況が現在ございます。帝国データバンクが2018年の10月に実施いたしました人手不足に対する企業の動向調査におきましても、現在の従業員の過不足状況に関する質問に対しまして、正社員が不足していると回答した企業は52.5%と半数以上に上り、過去最高を記録しています。また、2018年8月に実施されました中小企業に特化した商工中金の中小企業の人手不足に対する意識調査においても雇用の過不足感についての質問は、大幅に不足、やや不足と不足感を訴えた企業は、合計65.1%となっております。実は、わずか7年前の2011年の調査におきましては、こちら雇用の過不足感は14.6%であったことを見ると、中小企業の人

手不足感は、年単位で急速に高まっていることがわかります。有効求人倍率は、広島県は2倍を超え、人手不足で倒産へ追い込まれる企業も少なくありません。この一般質問を通告した際には、広島県2倍を超えとございましたが、広島労働局が5月31日に発表いたしました広島県の有効求人倍率、こちら4月のものがございますが、こちらは2.14倍、全国で1位となっております。こちらの要因といたしましては、復旧工事で建設業の求人が増加したためと言われておりますが、これだけ都市部等々にもありながら、広島県が第1位というのは深刻な状況だと思われまます。人材不足解消に向けて、高齢者の就業促進や外国人労働者の受け入れ、こちら北広島町でも大変多くの外国人労働者の皆さんも働いていただいておりますが、この受け入れに向けての動きも大きくございます。また、女性の労働力も人材不足解消に向けて大きな力となります。総務省が就業構造基本調査では、雇用者のうち、正規の職員、従業員の割合は、男性72.8%に対して女性は41.6%でありました。女性の労働力率は30代を谷とするM字カーブを描いていることでよくわかりますが、出産という大きな人生の節目を迎えまして、女性の働き方は大きく変わっています。先日発表されました女性の第1子出産の全国平均ではございますが、30歳を超えております。また今では、高齢出産35歳以上の出産が4人に1人とされている時代です。18歳までの子どもがいる子育て世代に対しまして、さまざまな支援を行っている北広島町だからこそ、女性の働き方に対して支援を行い、支援だけではなく、理解ができる環境を築いていくべきではないでしょうか。子育てと仕事を両立することが当たり前前にできる北広島町になることを願い、以下について質問いたします。まず、初めの質問です。就業、働くことについて、子育て世代からの相談はありますでしょうか。また、どのような相談が多いか、伺います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） それでは就業について、子育て世代からの相談について、福祉課よりお答えいたします。子育て世代の方からの就業についての相談でございますが、平成30年度のネウボラきたひろしまの相談対応実績としましては、年間6件ございました。内容としましては、子育てをしながら就業する方法に関する相談が多く、中には具体的に自宅や保育施設に近い子どもの急病などの際に休暇がとりやすいなどの職場探しの相談もありました。以上です。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 平成30年、年間6件あったということで、子育てをしながら就業する方法、自宅やまた保育園等の相談があったというふうに今答弁いただきましたが、その際には、どのような返答されましたでしょうか。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） その際にはどのような答えをさせていただいたかということでございますけれども、具体的な話になりますので、自宅に近い、あるいは保育施設に近い職場であるかとかいうのは、企画課のほうにつないだり、あるいはハローワークのほうに案内をさせていただいたりはしております。実際、具体的に探すことにつきましては、その対象の方に自分でやっていただくということでお願いをしております。以上です。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 企画課やハローワークへつなげたというふうにありましたが、そのことについて一つ伺います。その際には、いかがでしょうか。福祉課のほうから企画課に、今こういった相談がありましたので、この方が企画課に行きますというふうにつなげることはされまし

たでしょうか。その確認に行かれた方が、また福祉課で同じことを説明し、企画課に行き、また同じことを説明したという状況になったのでしょうか。そういった形になってますか。以前の一般質問の際には、福祉課に質問があった場合には、企画課のほうにつなげておりますという答弁がありました。このたびのそういった相談の際には、つなげることをされたのでしょうか。伺います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 昨年度の相談件数6件と申し上げましたけども、具体的にそのようにつなげる件数としては1件程度であったろうと思うんですけども、具体的にどこまでお話をされて、それを企画課へつないで、またそれを繰り返し同じことを話をしたかということまでは、ちょっと把握しておりませんが、基本的には同じことを何度も話をさせていただくことがないように、いわゆるワンストップで、できるだけそれにワンストップで対応できるようには努めております。以上です。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） ワンストップでとありましたので、そこも大事な部分だと思います。また同じ説明をしなくてはいけないというのは、子育て世代は、子育てをしながら相談にいらっしやっています。そうすると、子どもをどこかに預けたその時間内で探すということを行っていただきますので、以前つなげるという言葉がございましたので、それは実現へとつなげていただきたいと、切に思います。続いての質問です。相談内容、先ほど具体的なものはとありましたが、子育て世代の就労については、この相談内容から、どのような問題点があると考えられますか、伺います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 子育て世代の方が就労される場合には、仕事と家庭との両立が生活していく上での絶対条件となってまいります。これを受けて、子育て世代に配慮されるなど、働き方改革に取り組む企業も増加傾向にあるようですが、近年の人材不足の現状において、いつでも自由に休暇がとれるというような労働条件を前面に出している企業は少なく、就業して、しばらく働いてみないと実際のところはわかりにくいという点が大きな問題点であろうと思います。以上です。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 本当に人材不足、先ほど私もお伝えをしましたが、大変難しい問題ではありますので、いつでも自由に休むことができるというのは、非常に難しいというのは私もわかっております。北広島町ではないんですが、子育て世代の方が再就職をしようとした際に、こんなことがあったそうです。働きに行く、面接に行った際に子どもが4人いらっしゃる家庭です。子どもがインフルエンザになった場合等に休むことができますかというのを確認したそうです。必ず、小さなお子さんもいらっしやいますので、休むという決断をしなければなりません。面接の際に、その言葉を言った際には、インフルエンザが流行する時期は、職員、また企業の仕事の社員等もインフルエンザになりますので、そこで休むことができますということではできませんと企業のほうから話があったそうです。確かにそのことはわかりますが、いざ仕事をしていると、私も情けないなと思うことがあるんですけど、子どもが熱が出ましたと保育園から電話がかかることがあります。その際に一番に思うことは、子どもが大丈夫なんだろうかということ以上に、明日の仕事はどうでしょうか、誰が見てくれる人がいるだろうかというの

が頭に浮かびます。それを浮かんだ際に、それが子どもにも伝わっているのではないかと反省していることが多々ありますので、まず最初に子どもの状態を気にしようというふうに思いながら生活していますが、働いている子育て世代、また子育てと仕事を両立している方は、そこがやはり難しいところだと思うんです。働き方改革で自由に休むことができないというのは難しいとは思いますが、これだけ広島県では、しっかりと女性が活躍するようにしていこうというのを出してしておりますので、北広島町でも、その点については考えていただきたいと思えます。ちょうど、働く女性応援欲張りハンドブックというのを広島県が出しております。これは、仕事も暮らしも欲張りなライフスタイル実現のためにというのがありまして、その中の1ページに、仕事と子育てを両立するためには周囲のサポートが欠かせませんというものがあります。その内容の中で、仕事と育児の両立で一番大変なのはどんなことですかのトップが、やはり子どもが病気でも休みにくいという、その状況があらわれています。そこを考えていただくと、北広島町では、そういった応援ができる、そういった企業をどんどん増やしていくという子育て環境を福祉課、もしくは町全体で考えていっていただきたいなと思っております。続いての質問にもなりますが、子育て世代への再就職の支援は、先ほどの話にもつながると思えますが、内容を聞き、企画課の求人情報センターへとつなげていると、以前の一般質問で答弁がございました。現在、子育て世代への再就職への支援について、ハローワーク、そして企画課につなげているということがございましたが、それ以外にございましたら、答弁ください。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 結婚や妊娠を機に、いったん離職された女性が再就職を望んでいる事例についてでございますが、ネウボラきたひろしまの相談件数としては、先ほど申し上げましたように、そう数字の上では多くありませんけども、もしあれば、北広島町求人情報センター、ハローワークのほうを紹介させていただいておりますが、それ以外にということでございますが、現時点では、それ以外のことについての対応を求められる、あるいは、こちらのほうから配慮するという事例はございません。以上です。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） いま一度確認になりますが、あれば求人紹介等行くと先ほどもありました。そういったときには、福祉課のほうから企画課のほう、ハローワークにこういった相談がありましたよというふうにつなげていただけますでしょうか。子育て世代の就職に難しいなど考えていらっしゃる親御さんがいらっしゃるら、福祉課に相談に来たらつなげていただけるということでしょうか。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 相談に来られた方の状況にもよりますが、基本的には、求人情報センター、あるいはハローワークのほうを紹介させていただいて、個人個人でそちらのほうで調べていただくということになりますけども、少しフォローが必要かなという場合は、若干お手伝いすることもあるとは思いますが、現時点では、そこまでするケースはございません。以上です。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 若干フォローとありましたので、その若干がさらに増えることを願います。続いての質問にもなりますが、ネウボラの取り組みの一環といたしまして、子育てアプリ、母子モというものがございます。こちらへ私が思うのは、就労についての項目を入れることがで

きないだろうか。できるのであれば、可能な内容について伺いたいと思います。こちらのアプリは、私もダウンロードいたしまして登録しております。子どもたちの誕生日、それから記念、また予防接種等入力しておりますので、今の子の年齢でしたら、予防接種、こちらを受けなくてはけませんよとか、そういったお知らせ、北広島町の支援センターの活動、カレンダー等もこちらで確認をすることができます。非常に便利なアプリではありますが、まだ浸透が非常に薄く、ダウンロード人数は大変少ないなというふうに実感しております。こちらは、やはりアプリを登録してみると、便利だなと思うと、そのアプリというのは、皆さんも携帯を持っていらっしゃるから、続けていくと思うんですが、このアプリが必要ないと思ったら、すぐにアンインストールします。この便利だなと思うためにも、この子育てアプリの母子モに対しまして、就労についての案内というのをすると、子育て世代も、今こういう仕事内容、募集があるんだとか、この企業が子育てを応援して、仕事も応援してくれる企業だなというのを確認しやすいと思うんですよね。そういった形で、母子モに、働くお母さん方、もしくはお父さん方の就労に対する支援について、そういった一部分を母子モの項目に入れることというのはできませんでしょうか。またできるようでしたら、どのようなことができるか伺います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 子育てアプリ、母子モにつきましては、業者のほうで開発された母子手帳アプリの機能を北広島町仕様にアレンジしたものでありまして、基本的には、他市町と同様のアプリの機能をそのまま本町においても使用するという形をとっております。このことによりまして、情報配信サービスの使用料でございますが、現在、月3万円プラス消費税のみ支払えばよいという契約で運用しております。このことから、既存のアプリの中に北広島町独自に就労などの項目を新たに組み込むことは困難であると考えております。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 就労を入れることは困難でしょうか。北広島町の地域情報というボタンがあります。その地域情報のボタンをクリックしたら、その地域、北広島町は今こういうことしてますよとか、集団健診、1歳半健診はこの日にこの場所でありましてよという地域情報があらわれます。地域の内容が、そこで、母子モで確認することができるので、それはできるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） アプリの機能の中で、順にクリックしていけば、次のページに進むという機能を利用しての範囲であれば、先ほど議員おっしゃったように、就労に関しての項目のほうにつないで、ですが限界として、求人情報センター、あるいはハローワークのほうへというような文言を入れることは可能かもわかりませんが、具体的に職場探しであるとかいうことについては、既存の業者が開発しております、母子モの機能ではできませんので、難しいと思います。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 母子モのアプリなんですが、そうすると、多分このアプリをダウンロードされる方は、保育所の子どもがいらっしゃる家庭、もしくはぎりぎり小学生までの家庭しか、こちらのアプリはダウンロードされないのではないかと思います。なぜかといいますと、予防接種等もうだんだん大きくなると少なくなってきます。我が子が生まれたときには、全て登録をして確認をするのは非常に便利ではあるんですが、北広島町のネウボラは18歳までを支

えるというふうになっております。そうなりますと、その小学生以上のお子さんを持つ家庭には、この母子モのアプリはほぼ必要がありません。そういった就労についてや、また、もう一つ先に進んだ情報というのを、地域情報ですね。小さなお子さんがいらっしゃる世代だけでなく、幅広い世代にこちらを利用していただき、利用することだけじゃないんですよ。利用することによってメリットが生まれないと意味がないと思うんです。貴重な財源を使いまして、こちらの母子モというアプリを使うようにしておりますので、その財源をしっかりと生かすためにもよりよい方法というのをまだまだ考える余地があると思います。子育て世代というのは長い世代です。お子さんは一人の方もいらっしゃる、たくさんいらっしゃる方もおられますので、幅広い世代がこちらのアプリを利用できるように開発、また検討が必要かと私は思っております。就労について、今入れることが難しいというのがありました。こちらは、母子モのアプリが企業が開発しているものだから、もう入れることが難しいという理由でよろしいでしょうか。はい、わかりました。こちらが非常に難しいというのがありました。就職への壁意識調査というのがございます。こちらの中には、このハンドブックによりますと、就職をするのに当たって、どのような悩みがありますかというのがあります。第1位が働き方に対する迷いや不安です。そして第2位が求人探し方というふうにありました。迷いがある、不安があるというのは、いったんどんな仕事をされている方も、1年でも空けば不安にはなってくると思います。そして、その求人探し方というのも非常に悩みとされている方が多くいらっしゃいますので、もう少しここについてネウボラで考えていく必要があるのではないかと思います。続いての質問に進みます。子育てと仕事の両立に向けて、北広島町が行っている取り組みというのはございますでしょうか。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） ネウボラなどによる相談対応以外には、北広島町独自に行っている取り組みとしてはございませんが、安心して働く上で不可欠となります保育所、あるいは認定こども園のよりよい環境づくりへ向けての支援や連携、また、病気の子どもを預けて働くための病児・病後児保育事業などについて、今後も継続して取り組んでまいります。以上です。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 安心して働いてもらえるように保育所やこども園、また病後児保育等というのがございました。広島県でされていらっしゃるわーくわくママサポートコーナーというものはご存じかと思いますが、こちらではサポートコーナーといたしまして、働くお母さん方に仕事の紹介や、また託児もありますので、お子さんを受け入れながら、仕事を紹介する職業相談、職業紹介、求人情報、また就職支援セミナー等を行っているというのがあります。こちらは、広島は広島市中区の立町、そしてもう一つございまして、福山にございます。こちらは、福山市にありますので、県北にはないんですよ。こういった形で、まだ北広島町が支援をすることというのはできると思います。続いての質問にもありますが、子育て世代が社会進出する場合のトレーニング、研修体験や企業との集団面談、また、企業の女性就活セミナーなどの支援というのが福祉課を中心にできないだろうかというのを質問いたします。大変人材不足というのがありました。女性が働く人数が増えれば増えるほど企業側も助かる部分があると思います。でも、その一歩を踏み出すのに企業という形ではなく、福祉課、子どもが生まれて育っていく過程で大きくかかわった福祉課がここを中心としてサポートするということが可能かと思いますが、そういったことはできませんでしょうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 研修体験や集団面接、就職セミナーなどは、専門企業などにより国内随所で実施されているようでございますが、子育て世代の方から求められれば、これらの情報収集を行い、ご紹介することは可能かと思っております。まずは、子育て世代の方々のうち、新たに就業したいと考えておられる方がどの程度おられるのか、また、どのような情報や支援を求めておられるのかということをもっと把握することが大切だと考えております。今後、ネウボラの相談内容の分析なども含め、子育て世代の方からの情報収集を行った上で、福祉課中心となって行くべき就労支援の方向性を定めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 情報収集とありました。情報を欲しいと思った場合には求めていかないといけないと思いますよね。何も無い状態で、情報、言ってくるからね、いつでも受け入れますよというのでは全く情報というのは入ってこないと思います。自分自身から、それを発信することによって、情報というのは得ることができるかと私は考えております。福祉課のほうでは、そういった形で、子育て世代の就職、そういったものをサポートしますよ、情報をどんどん発信していきますよ、だから皆さんの意見を聞かせてくださいというのを打ち出さないと、言っていっちゃる子育て世代はないと思います。私もいざ働くことになり、どこに行けばいいのかわからないというご相談を受けたことが北広島町の方でいっちゃいます。企画課のほうあるよ、ハローワークあるよ、その方はネットでしか見ていなかったの、ネットの情報のみでした。なので、福祉課に行ってみてもいいかもよ、つなげてくれるという話があったよというふうに言ったんですが、福祉課がそんなことしてくれるなんて、それは無理だと思うよというふうに話されていました。なので福祉課も本当に情報を集めたいと思われるのであれば、それを発信してもらいたいと思います。しつこいようですが、そういった情報をくださいというのを、せつかく母子モアプリがありますので、発信、そちらですることができると思います。いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 議員おっしゃるように、母子モの中に、ネウボラの相談対応の中に就労支援もありますよという文言を入れることは可能かと思っております。その中で、しっかりPRをさせていただいて、具体的な部分については、その機能の中に組み込むことは困難であると申し上げましたけども、実際にハローワークとか、一般企業がやっております求人情報サイトのほうですと、いろいろ条件を入れれば、ご希望に沿ったような企業がずらっと出るような機能がありますので、こちらの紹介も一つの方法だと思いますので、そのあたりのフォローにつなげるということで、ネウボラは、就労支援の相談も受けておりますということをもっとPRしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） PRを入れていただけるということは、本当に大きな一歩だなと思っております。続いての質問にもありますが、三次市では、女性の起業家への支援を子育て女性支援部女性活躍支援課が行っています。先ほどから、なぜ母子モに就労支援を入れてもらいたいというのを伝えていたのかといいますと、三次市も、この母子モのアプリを提供しております。この母子モのアプリをダウンロードするためのサイトにつながるのには、この子育て・女性支

援部女性活躍支援課をクリックしましたら、この母子モのアプリ、ダウンロード、このような方法がありますよというのが出てくるんですね。なので、仕事を探そうと思っている人も、子育て世代の人もこちらで確認をすることができるというのがありましたので、北広島町でもそういったことができればと思っております。子育てを経験した女性起業家だからこそ発揮できる力があるというふうにも思います。三次市では、さまざまな選択やチャレンジを応援するために、アシスタラボという場所がございます。このアシスタラボは、在宅ワークやハローワークの使い方、また履歴書の書き方等のセミナーも開催をしております、女性の起業家、新しい起業を行っていくためのセミナー等もございます。また、コワーキングスペースもありまして、いろいろな活動に、女性の活動に手助けをしているというのがありました。三次市は、ネウボラとともに女性が働きながら子育てできる環境日本一というのを打ち出しておりますので、こういった場所があると思いますが、北広島町でも、本当にさまざまなすばらしい経験をした女性起業家の方もたくさんいらっしゃいます。この女性起業家を応援する女性起業家認定制度など、女性に特化した取り組みというのをを行う考えはございませんでしょうか。伺います。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 起業に関するご質問でございますので、商工観光課のほうから回答させていただきます。本町で起業される方に対します施策といたしましては、北広島町ビジネス創造支援事業により支援を行っております。当該事業につきましては、当町において起業される方を広く支援するもので、女性に特化した取り組みではございませんが、女性起業家にも申請していただき、利用していただいております。平成27年度から支援事業に取り組んでおりまして、平成30年度までの4年間で、創業支援を受けられた方は全体で8名でございます。このうち女性につきましては3名となっております。したがって、広くご利用していただける支援制度として、今後も当該制度を継続させていきたいと考えているところでございます。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） ビジネス創造支援制度、こちら8名中3名も女性の方が採用されていらっしゃるというのを伺いまして、安心をいたしました。この制度は、女性の方もまだまだ挑戦できる方たくさんいらっしゃると思いますので、今後もつなげていけることができたかなというふうに思います。続いての質問です。男女共同参画プラン第3次の中に地域協議会等の委員の女性登用を平成28年度時点の18.6%から平成34年度、こちら平成というふうにそのころは出ておりましたが、30%を目指すというふうにございました。現在北広島町が行っております取り組み、何かございましたら、伺います。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 地域協議会委員の関係でございますので、企画課のほうから答弁させていただきます。地域協議会への女性役員の登用でございますが、平成30年度におきましても、将来におきまして達成がなかなかこの30%というのは難しい状況にあると認識しております。最終目標というのは3割ということで取り組みを進めてまいりましてでございますが、今の段階としましては、役員推薦の際には、協議会の中でおおむね2割程度は女性登用に努めていただきたいということをお願いをしているということにとどまっておる状況にあります。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 2割程度とありました。目標というのを打ち出しておりますので、そのための取り組みというのはされていらっしゃると思っております。まだまだ、なかなか女性が活躍す

る場というのは難しく感じることもあります。仕事、また、こういった地域協議会等の委員でも女性の方が活躍できる環境づくりというのを北広島町で行っていただきたいと思います。また、役員登用に対しましての取り組みと内容、成果や課題、伺えたらと思います。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 取り組みの内容につきましては、先ほど申したところでございますが、協議会の役員そのものがその専任の方というのはほとんどいっしょらなくて、何らかの団体の代表者ということで構成されておるのがほとんどでございます。その関係上、ある程度固定されてしまっているということの現状があるかと思えます。役員選出の権限というものは協議会ということでございますので、町から特に指示ということは難しい状況にあります。女性、男性の別や年齢を問わず、地域づくりに参加していただく機運の醸成が必要ではないかというふうに考えております。そのため、現在はワークショップなど会話形式で、皆さんが少しでも親しんでいただけるような地域づくり、そういった醸成を今取り組みをしているような状況でございます。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 男女問わず、年代もさまざまな年代があれば、意見もさまざまな意見が出てくると思います。以前、同僚議員もありましたが、田舎に帰ってくると、いろいろな役をすることになり、余計忙しくなるよという、固定化されてしまうということもあると思います。でも能力を持っている方はたくさんいらっしゃると思いますので、さまざまな方がいろんな経験を行うということも大切かと私は思います。女性の仕事、仕事に対しての社会進出に支援と理解というのをお伝えをしました。なかなかすぐに仕事の支援はありながらも、さあ頑張っって働こうと思ったときに、子どもが熱が出た場合、また子どもの参観日、また学校の役割等々を受けてしまうと、働きたい気持ちプラスいま一步どうだろうかと思うことがあります。私自身のことになりますが、家庭がうまくいってないときには、仕事でも失敗をしてしまうことがあります。やっぱり家庭の環境というのはとても大事だと思うんです。その家庭環境を整えながら仕事をする人たちも仕事にも集中できる、そういった環境づくりを北広島町につくっていただきたい。それは個人個人はもちろんされると思いますので、そういったところで支援プラス応援していきたいという気持ちの理解の部分の皆様にも持っていただきたいというふうに思っております。広島県は女性の働きやすさ日本一というのを伝えております。この女性の働きやすさ日本一に向けて、北広島町の考えを町長に伺います。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 今後の社会を考えると、女性の活躍はとても重要なことであると考えております。今後、国際化も進んでまいります。そういうことも含めて多様性を認め合う共生社会を構築していく上で、男女共同参画社会は、その土台となるものだと考えております。女性の働きやすさについても、広島県とも協力しながら、女性の活躍推進のため、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりや再就職支援を行うことで、女性が働きやすい環境づくりに向けて取り組んでまいります。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 環境づくりを築いていきたいとございました。環境をつくることは、やはり企業側、そして、そこにかかわる人たちの力がないとなかなか作り得ることができません。一従業員の意見ではつながることが難しいことも多々あると思います。そういったときに、町

全体がそれを知っている、また、応援していくという環境をつくっていくと、子育て世代も仕事をしながらも笑顔で過ごすことができる家庭が増えてくると思っております。非常に働くこと、家庭を守ること、子育てをすること、全て大事なことだと思いますので、その大事な部分の支えとなりますように、これからの福祉課、また町の活動がこれからにつながることを切に願ひまして、私の質問を結びといたします。

○議長（宮本裕之） これで山形議員の質問を終わります。暫時休憩します。10時50分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 41分 休憩

午前 10時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開いたします。次に、10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。既に通告しております2点について質問をいたします。まず、1点目でございますけれども、太陽光発電は迷惑施設になっていないかというタイトルでございます。これまで環境問題については、一般質問でも何度にもわたって質問をしてきております。その都度、状況の報告や検討課題などについてお聞きをしております。今回は、とりわけ最近の太陽光のモジュール、パネルでございますけれども、その設置が林地であったり、農地であったり、宅地に非常に増えてきているわけであります。その実態と対処についてお聞きをするものであります。まず、第1点、林地、山林でございますけれども、林地、農地、宅地での箇所数とキロワットアワーについてお聞きをいたします。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 太陽光発電設備の設置状況でございますが、経済産業省資源エネルギー庁が固定価格買取制度のデータをもとに、都道府県別、市町村別で導入件数を公表しております。10キロワット以上の太陽光発電設備は、30年12月時点で認定件数636件、合計電気容量は4万2362キロワットとなっております。なお、地目ごとの箇所数、発電量につきましては、公表されておられません。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） トータルの数字は30年の12月に636件、4万2000いくらのキロワットアワーということですが、地目ごとのというのは公表がされていないということですので、それはお知らせいただくことにはならないということですのであります。その状況を踏まえた上で、2点目に入りますけれども、所有者の考えで、いろいろなところに太陽光のモジュールが設置をされているわけでありまして、それには、設置をするに至ってはいろいろな規制があるのではないかというふうに思うわけでありまして。農地の場合、林地の場合、宅地の場合、あるいは住宅用地の場合というふうな規制があるというふうに思いますけれども、その内容についてお知らせをいただきたいと思ひます。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たりまして、関係法令の遵守が求められております。違反した場合は、認定基準に適合しないとみなされ、法の規定する措置、指導、助言、改善命令、認定取消が講じられることがあります。ただし、太陽光発電設備の設置につきましては、規模や設置場所により景観や防災に関する法令が適用されない場合があります。現在、国におきまして、太陽光発電設備の設置を環境影響評価法の対応とするよう検討中でありまして、広島県におきましても検討経緯を注視しているところであり、示された結果などを踏まえ、本町の対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 国や県の動向を見ながら、町の進むべき方向を決めたいというふうな答弁であったのかなというふうに思いますけれども、公のところが発表しておる太陽光のモジュールの設置について、この北広島町は比較的に進んでいるといたしますか、設置数が多い町の一つに入っているわけでありまして。いろいろなことをこれまでも質問をしてきまして、景観の問題もお伝えをいたしましたし、気温の関係、あるいはまぶしいよというふうな話までさせていただいて、何とか打つ手はないのかということも言うてきましたけれども、まだ、そのところがなかなか本町としての取り組みまで至っていないという状況にあるようでありまして、それも踏まえて質問を続けますけれども、林地に随分と蛇が横たわっているのかと思うような感じで、太陽光が設置されているというところもあるわけでありまして。そういう林地が乱獲をされるという事柄、乱開発をされるということになれば、国土の保全ということにもつながる、保全できなくなる、保水が、水が山に浸透しなくなるというふうなこともあるわけでありまして、非常に大きな問題であろうというふうに思うわけでありまして。今のは林地でありますけれども、農地もそうであります。本来、水稲あるいは野菜を作るべきところに草が生えるがために、それを予防するという意味で太陽光のモジュールが設置をされるというような状況が続いていますし、また、住宅用地というのは、どう考えても、おうちを建ててもらうために分譲した場所があります。その分譲地に太陽光がそれこそその土地の所有者の方の思いで設置をされて売電をするというふうなことが非常に景観は悪いし、困っておられるし、本来の目的用途ではないということでありまして。そういうことがあってはならないよということがあって、この日本の中にはいろいろと先進的に物事を考える、あるいは大変に迷惑で困っているという声が市や町や県に届いて、そのための対策をしていく条例であるとか、要綱であるとかいうものがつくられているのではないかとこのように思います、その状況をお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 太陽光発電設備にかかわる要綱とかございますが、今現在、要綱等を整備されている市町につきましては、2017年のNPO法人太陽光発電所ネットワークのほうで調査をされておる報告書でございますが、自治体1788団体に対して調査を行われております。そのうち812団体の回答が得られたものでございますが、そのうち95団体へ太陽光発電にかかわりますガイドライン、要綱、条例、要領等を整備されている状況でございます。そのうち28団体が条例や施行規則のほうを整備されておられます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） かなりの数の団体が、回答されて、811団体が回答されて、95団体がガイドラインをつくって、28団体が条例を制定しているというふうに今答弁があったと思

ますけども、その中で、全部の28団体が作っている条例の中身をお伝えくださいというふうなことは無理な話ではありますが、特筆すべきものがあるようでしたら、1団体で結構ですから、ご紹介いただけますか。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 特筆すべき団体ということでございますが、特にこの団体がという思いは持っておりません。ただ、県が整備されまして、それに各県内の市町が整備されているという状況が見受けられるように感じております。また、その規模要件としまして、出力、あるいは面積等で規制をかけられておるものが多いございまして、少ないものでありますと、出力10キロワットから規制をかけられていらっしゃる自治体があるようでございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 私が一般質問の通告をさせていただいて、いろいろなところへ調査をされたりお聞きをされたと思いますが、私が質問をした中身を全体的に見ていただいて、この町に私が通告をした内容というのがいろんな随所にあるわけではありますが、それを見られて、あるいは町民の意見をいろいろと聞かれて、それは確かに梅尾議員が言うとおりに、あるいは町民の方たちが困っていただろうというふうな実態があるよということや、またいろいろな方に話を聞かれて、意見も、苦情なんかも入っておるんじゃないんかというふうに思いますが、その町内的な状況は、現在の段階での状況はいかがでしょうか。私が通告してからの状況で結構ですが。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 太陽光発電設備にかかわる苦情ということでございますが、町のほうに直接入ってきております苦情はありません。また、県のほうにも確認しましたが、太陽光パネルにかかわる北広島町の苦情は入っていないということを確認しております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） ネットなんかのやりとりを見ますと、いろいろな苦情というのがありまして、その苦情があるから、私も通告の中の4番目には、町民から太陽光施設に対する苦情はないですかということや、例えば景観が破壊され眺望が失われる、反射光の被害や高温化、あるいは森林伐採による保水力の減少、山林なんかに作れば、管理はなかなか、法律では管理をしなくては行けませんよというのがありますけれども、その実施がまだ先延びにされておるがために、今でも施設はあるが、そこに行かないということで、大草が生えとるぞというふうなことになるわけですね。そういうふうな現状を見るにつけ、町民から苦情がないから、そういうことは考えておられないということかもしれませんが、やはり質問をしたということがあれば、何を根拠にしたのかなというふうなことも含めて調査をされて、いろいろな市町に問い合わせをしたりされたというふうに思いますから、そこら辺も踏まえて、十分に調査がされておるといふふうになっていないという現実でしょうか。再度お聞きをします。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 調査ということでございますが、県のほうには、県内市町の状況について確認はしておるところでございますが、地域住民の方への聞き取りとかいうことにつきましては行っておりません。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 北広島町内、千代田地域の団地内に太陽光発電用のモジュールがあつて、

その団地の中での自治体で、太陽光発電を宅地に住宅用地に建てるのはよしてよというような意思表示をされていますけれども、現地に行かれたことが課長はありますか。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 本地の住宅団地でございますが、その団地を見て回ったことはありますが、実際には、その状況につきまして、団地内に住まわれておる方について聞き取りとかは行っておりません。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） やはりその住宅を造成された業者さんも本来、その当時は、太陽光モジュールがない時代でありましたから、今のような問題を想定するということはできなかったわけですが、住宅用地を住宅用に供するというのは当然当たり前のことであります。それ以外の用途に使うということ自体が現在の所有者の考えでやられるんだから、いいじゃないかというふうなことは一つにはあるかもしれませんが、定住、それこそ静かな団地で、あえて町から離れた静かなところを求めて、安住の地にしようというふうに思われて住まわれたわけですが、いつの間にか空き地に太陽光モジュールが出始めて、それがここにもあそこにも、もともと持たれた方以外の方が購入されてされたのかもしれませんが、言うてみれば、非常に景観が悪いし、安住の地として求めてきたものが、先に住んでいる人が、そこを追われちゃあならんというふうな状況になりつつあると。そのことを町として、そういう町の発展、あるいは定住を増やしていこう、人が住んでくれる団地にしていこうというふうな町の方針も私はあるというふうに思うんですが、そこら辺が非常に今困っている状況があります。その状況を踏まえて、今後すぐにはできないかもしれませんが、要綱である、あるいは条例であるというふうなことを急いで、今、一つの団地かもしれませんが、この団地と同じようなことが他の団地にも当然起こってくるということは想定できるわけがあります。お考えをお聞きしてみたいと思います。今後の考えを。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 先ほども全国知事会を通じてということで国に対し、県のほうが要望しているということを申し上げましたが、もしそれが整備されれば、地域住民への事前説明の義務づけ、あるいは環境影響評価法の対象とすることなど、地域住民への配慮と環境面の調和を確保するために必要な法整備と事業所への指導を強化できるものと考えております。また、環境アセスメントの対象とする方向で今進められておりますので、それが実現しますと、計画段階での環境への配慮とともに、設置後の環境影響評価の調査の計画及び報告義務が義務づけられるため、継続したモニタリングが可能となるなど、環境保全対策が進むものと考えております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） これから、どのような状況になっていくのかという方向自体はわかりましたけれども、その時期がいつごろなのかというのは思いますが、本当に、今生活をしておられるという人たちのことを思えば、できるだけ早く規制ができるような根拠を持った条例なりを制定してもらうように加速して行っていただきたいというふうに思います。それから、この北広島町には、先ほどかなりのモジュールがありますよというふうにお伝えをしましたが、資源エネルギー庁の実績では、太陽光の設置が北広島町の場合ですけれども、その当時は528件、認定が606件というような件数も挙がっておりました。今現在、ここの北広島町の本庁

の屋根に乗っておりますモジュールの点検を今しているところでありますが、私が3年ぐらい前に言うて、メンテナンスせにゃいけないんじゃないんですかというふうに言いましたら、いや、メンテナンスが必要だと思いますというふうな回答を得て、3年たって、やっと今やっておりますけども、最終的に、そのときも言いましたが、この太陽光発電のモジュールの耐用年数は何年ですかというたら、大抵17年ですというふうにお答えがあるんですけども、もちろん耐用年数17年で切り替えをするということではないと思いますけれども、そのいつかの時点には太陽光のモジュールもどこかに廃棄をしていくということが必要なわけでありまして。それが以前に聞いたときにも、その廃棄については国の何々省が検討しております、考えていると思いますという答弁はありましたが、たちまち、どういう産業廃棄物で、どこに処理するんですよというのが当時は決まっていたようなふうでございませんでしたが、今の段階では、最終処分はどうなりますでしょうか、お答えください。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 太陽光発電設備の廃棄につきましてでございますが、今現在、太陽光パネルリサイクルの義務化というところで、環境省のほうの方針を出されております。耐用年数、先ほど17年ということがございましたが、できるだけ使えるまで使っていこうというところがありまして、リサイクルにかかわりましては、その中には、パネルの中には高性能なガラス、電子機器、銀などが使われていることもありまして、今現在はリサイクルの義務化という方針を出されております。また、国におきましては、太陽電池のモジュールの適正なリユース、リサイクル、処分の確保のために太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインを作成され、公表をされております。住宅用も含みました使用済み太陽光発電設備は廃棄物処理法におきまして、原則として産業廃棄物として取り扱われることとなります。事業終了後に適切な設備の廃棄、リサイクルを実施することが求められておるところでございますが、廃棄される太陽光設備の適正処理を推進するために、処分先の整備と廃棄費用の確保が重要な課題であると認識しております。広島県におきましても、処理施設整備に対する支援を進めるとともに、国と連携した広域処理の仕組みづくりを検討されており、町としましても、太陽光発電設備の適正処理につきまして情報を収集しまして、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 国等の流れで、廃棄物処理のことが答弁がございましたが、たちまち当町北広島町のことに置きかえてみれば、屋根に乗っている太陽光モジュールをもう30年になるから何とかしないといけない、もう発電もせんようになったというふうになったものは、どこへ持っていけばいいんですか。きれいセンターへ持っていけばいいんですか。どこへ持っていけばいいんですか。当面。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 産業廃棄物扱いでございますので、きれいセンターには持っていくことができません。産業廃棄物処理の事業者のほうで処理することになるかと思っております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） ですから、個人がどこかに問い合わせをして、町内で処理をするというところがないわけですから、多額の処理費を支払って処理をしていくということになるのでしょうか、どうでしょうか。そこまで質問をするということにしておりませんでしたから、突然な

質問に対する答弁が難しいかもしれませんが、あるとすれば、どこでしょうか、近くで言えば、答えられればお答え願いたい。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 近くの事業者ということでございますが、個人で太陽光発電設備を撤去するのは非常に危険ではないかと考えております。それは感電とかの危険性がございます。そのため、設置された事業者において廃棄されるのが妥当と考えておりますので、申し訳ありませんが、すぐにどこの事業者へ持っていけということは答弁できかねます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） この太陽光発電は迷惑施設ではないかということを議長に通告をして、それから、その文は町長も当然見られたらというふうに思います。今のやりとりを町長聞いておられて、この町がどのような方向に今後進んでいかなければいけないのかなということをお思いになっておられると思いますので、最後にお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 住宅団地等でのモジュールの太陽光発電の迷惑施設としての位置づけというのは、もっと具体的なところを聞かせていただいたりして、どういう対策が打てるのかというようなところもちょっと検討をすべきじゃないかというふうに思います。いずれにしても個人所有の土地でありますので、法的な規制というものが、今、国、県で考えられておるという中で、その状況を見ながら判断をさせてもらいたいというふうには思っていますが、それまでにできることがあれば検討はさせてもらおうというふうに思っております。いずれにしても、こうした自然エネルギーというのはいいところもありますが、そういったデメリットもあるということですので、そのデメリット部分につきましては、どういう具体的に問題があつてどういふふうに解決できるかというようなところをもう少し整理をさせていただきたいと思います。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 一生懸命取り組みをしていただきたいということを期待をして、2問目に入りたいと思います。2問目は、個人所有の財産は継承できるかというタイトルであります。この町は、646㎥の広大な面積を持っていますが、かなりの高齢化等によって人口減にも歯止めがかからないという状況であります。空き家や、先ほども言うておりますように山林の荒廃、農地においても地域や個人の努力によって何とか耕作もしてきているわけですが、いつまで続けられるのか、跡継ぎはおるにはおるんですけども、なかなか、こちらに戻ってきて作ってやろう、あるいは山に行って整備してやろうというふうな状況になっていない。以前は、何年か前ごろの話で聞くと、相続問題、相続人がたくさんおられて、昔は、私にください、僕にくださいというふうにいろいろと自分のほうにその財産を分けてくださいというような状況でありましたけれども、それが最近では、そういう状況ではなくて、反対に、私は要らない、僕は要らないというような状況が出てきています。もらってもよう管理をしない、山ももちろんであります、ほっときゃそれはそれでいいんですけども、イノシシやシカの住みかになってしまう。固定資産税はかかる、もちろん農地も家もそうでもありますけれども、そういう状況になってきているということがあります。それを前提に国土を保全するという意味からも、山にしても、農地にしても、本来地権者の人に管理をしてもらわなくてはいけないわけでもありますけれども、例えば町のほうは固定資産税という財産に対して課税をするということか

ら考えれば、私は要りません、僕は要りませんというふうな状況が実際にありよるんですよということをお伝えをして、その状況をどう食い止めていかななくてはならないのかという、行政としての役割があるとすれば、どのようなお考えかというのをまずお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 山林農地の維持管理のことについて農林課のほうから答弁させていただきたいと思います。質問にあったように、農地、山林につきましては、所有者責任で管理していただくことが大前提だと思います。所有者の方には、所有者責任に基づいて適切な維持管理をしていただきたいと、このように考えております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） それじゃあ、宅地と家屋も含めてでありますけども、それも家族の方が、相続人の方が、要らんのだが、町はもらってくれちゃあないかいねというふうな話があったりしようと思いますが、そういうふうなときには、どのように考えて、どのようにお答えになるか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 副町長。

○副町長（中原 健） 大ざっぱなお答えになるかとは思いますが、先ほど農林課長申しましたように、財産については、個人のものでございますので、それに対して町がこうしろああしろという答えにはならないというふうに思っております。ですから、相続関係がどういうふうにつながっていくかということは大変なことだと思いますけれども、町への帰属という話が今ありましたけれども、町としましても、その財産を全て受けていくというようなことは、とてもではありませんけども、できないというふうに現在思っております。今の法律の中で、どういうふうに行き着くかということによって処理されるべきものというふうに思います。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 言うてみれば、こういう議論をするような状況にはならないだろうなというふうに思っていたんですが、なかなか子どもさんの数も少なくなって、おうちのほう継ごうとか、家を継ごうとか、農業を続けてやろうというふうなことが、町も努力をし、それぞれの地権者の方も、親の方も、子どもさんたちと話をされるわけでもありますけども、いったん都会に出たら、そちらのほうで生活をする場がありますから、なかなかこちらに帰ってきて、跡を継いで仕事を探してというふうな状況にならないというのは実情ではあります。そういう状況の中で、今非常に空き家も多くなってきておりますし、その空き家も危険家屋もあって、倒壊しそうだよというふうなこともあって、今回の行政報告でも、何件か倒壊しそうな家屋を町の費用で壊して危険な状況を免れているということが報告にありましたけども、今、危険家屋の撤去にかかわる手続はいろいろとあるんだろうと思いますが、どういう状況で、最終的な決断をされるかというのをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 危険家屋の撤去までのかかわりと、最終決断についてでございますけども、まずは、北広島町特定空き家等判定基準に従いまして、その空き家が特定空き家かどうかを判定をいたします。特定空き家と判定された上で、除却補助の対象となりますものは、近隣に居住用の建築物があること、建物の不良度が判定基準を超えていることなど、周辺に危害を及ぼすおそれのある危険建物に指定された特定空き家となります。なお、補助対象の可否を通

知をした上で、除却をするしないの最終的な判断は所有者等が行うものでございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 北広島町で今空き家として認めたといいますか、空き家だろうなというふうに思って調査をされたことがありますけども、もう一度その件数をお聞きしたいのと、それから、全国的には、昨年10月の調査ですが、空き家数が846万戸もあるということで、だんだん増えつつある。どんどん増えつつあるというふうな状況でありますから、どこの市町にしても同じような問題を抱えているんだろうなというふうに思います。危険空き家は、本来所有者の方の費用で、所有者の方がきれいになさるにゃいけんわけでありますから、そこら辺のところの状況が現在はどうなっているかというのを今の段階でお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 空き家の数でございますけども、平成30年度末現在で1224戸あると把握しております。空き家の推移ですけども、全国的には増加傾向にあるということでございますけども、本町の場合は、若干微減の状況になっております。宅地につきましても、家につきましても、所有者なり管理される側の立場の人が我が事として自分の財産、大切な財産ですから、そういうふうに適切に維持管理をなされなければならないというふうに考えております。仮に空き家となるような事態になっても、これらが近隣に悪影響を及ぼす前に適時適切に維持管理を行っていただきたいというふうに考えております。特定空き家として判定された物件に対しましては、行政のほうから、このような状況になってますよと。周囲に悪影響を及ぼすおそれがありますので、こういうふうに改善をしてくださいというふうに指導なり助言なり通知を送らせていただいております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 土地やおうちの所有者が本人、その方たちが管理をするというのは当然であるんですけども、管理をしてきた人間が次に譲ろうと思ったら、譲ってほしくないというふうに、先ほどから言いましたように、生前中に、所有者が生きてるうちに贈与を受けるという、生前贈与というのは聞いたことがあるんですが、生きてるうちに要らないよということが、本来この議会の中で質疑する問題ではなくて、司法書士さんに聞きなさいというような話ではあるんですけども、税金を課税をしておるということも含めて、町のほうでの、それこそ生前にもらうことを拒否することができるのかどうなのか、相続放棄、生前の相続放棄というのはできるのかどうなのかというのを調べてくれとってなら、お答え願いたいと思います。

○議長（宮本裕之） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 生前の相続放棄ができるかということでございますけども、基本的には、被相続人の生前には相続人による相続放棄はできません。相続の開始につきましては、基本的には、被相続人の死亡時からというふうになっております。通常は、医師が作成する死亡診断書、それに基づいて死亡が明らかになって、その時点から相続が始まるということになっております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 家庭の中でいろいろな事情があったにしても、欲しくないというふうに言うても相続人である以上、それが相続が発生して、死亡が認められて、それ発生した後に物事が展開するんだという法律の解釈だということで理解をしました。ですが、その法律は法律と

してあるわけでありませんが、本当に相続人である、おやじが死んだら、例えば姉と妹が相続人だから、何とか相続対象になりますが、普通話し合いによって、一人の人にまとめて、私は相続放棄をしますよというふうな形で一人に絞るとするのが美しいやり方であるんだろうというふうに思います。それが圧倒的に多いんでありますが、そのいずれもが相続が発生してから相続しないというふうに本当に言い切ってしまったらどうなりましょうか。もう一度そのところをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） あくまでも民法上の解釈でございますけども、全員が相続放棄ということになれば、最終的には国に帰属するというふうな規定がございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） そういうふうな状況にならないのを願っているわけでありましたが、いったん出てしまって、帰ってきてもお友達もいないし、勤め先もないというふうな状況の中から考えると、本当に、今私が言いましたのは、つくりごとでも何でもない本当にある話なんです。固定資産税も払わにゃいけんということになれば、住みゃせんのに固定資産税払わにゃいけん、作りゃせんのに、草は刈ってもらわにゃいけん、お金を出さにゃいけんというふうなことで、非常に寂しい話を、情けない話をしよるんでありますが、そういう現状もあります。それらを例えば農地であれば、町が集積をするというの、なかなか点々としたところで難しいというのがありますが、何か利用できる、町がただで借りて、何かに利用できるというふうな方策でもしていくということの、町を寂れさせないための方法として何ぞ考えないと、今のまま荒れていくのを、廃れていくのを見て、知らんふりして、所有者の方の責任よという言いおりやええということにならんのかなというふうに思うんですが、即回答が出るとも思いませんし、妙策があるというふうにも思いませんが、今のよう状況が実際に起こりつつあるよという状況を踏まえてもらって、いろんなところで、それぞれの各課の課長さんたちといろいろと考えを練っていただいて、今後の対応策もいいことがあるかもわかりませんが、ないかもしれませんが、そここのところを検討してもらおうというふうなことをお伝えをしたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） ここ近年、この個人所有の財産、管理ができてないということで、大きな問題になってきております。国のほうも、こういった状況の中で法整備もいろいろ検討をされているようではありますが、なかなか、こうすれば解決できるということにはならないというふうに認識をしております。ただ、山林につきましては、森林環境税の事業の中で、所有者が特定できない場合にも、ある程度管理ができるような仕組みづくりができた。はっきりした場合には返すというようなことでありますけども、ただ法的にどこまでが許されるかというのは、まだまだ解決したわけではないわけですが、基本的にはそういった取り組みも可能になってきている。農地につきましても、本当に所有者の方が相続人が放棄される場合等については、営農集団とか農事組合法人とかある場合にはある程度の協議の中でできる可能性はあるんじゃないかなというふうには思ってますが、宅地、住宅については、なかなかこれは難しいんじゃないかというふうに思ってます。そういったところも国のほうでも把握しながら、対策を今考えているところだと思ってますが、なかなかすぐ、こうすれば解決というようなものには至っていないというのが現状だと思っております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 農地や宅地、建物等についての考え方の一つをお伝えいただいたと思いますが、今、農事組合法人も高齢化をしてきて、なかなか若手の者がいない。シルバー人材センターについても、60歳から入れるわけではありますが、そこも働いておられる方の定年が延びて、65から70ぐらいになっていくと、シルバーさんに加入する年齢も遅くなるというふうな状況で、なかなか労働力が足りないんだというのを聞いています。とにかく空き家等については、空き家バンク等に、空き家でなくても空き家になりそうなら、まだ住めそうな家屋をどんどん町のほうに登録をしてもらって、空き次第入っていただくというふうな方法でもとらにやなかなか放置空き家が出てくるんじゃないかなというふうに思いますから、そこら辺も含めて、しっかりとご検討願いたいというふうに思って、質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 1点言い忘れましたけども、当たり前のことでありますけども、個人所有の財産は、あくまでも個人の方で管理をしていただきたいというところが大前提でありますので、今、議員言われたようなケースも出てくる可能性はあろうと思いますけども、基本的には、個人所有の財産は個人で管理をしていただくという前提の中でご検討をいただきたいというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） これで梅尾議員の質問を終わります。次に、15番、大林議員。

○15番（大林正行） 15番、大林正行でございます。教育を取り巻く諸課題について質問いたします。小学校、中学校の義務教育は、社会的な自立に向けて、人間として、家族の一員、社会の一員として、さらには国民として共通に身につけるべき基礎・基本を着実に学習し、定着させることと言われており、非常に重要な時期であります。また、教育の中身や環境は社会の進展や時代の流れに伴って変化していかざるを得ません。このような状況の中で、子どもたちが安心・安全な環境のもと、すくすくと成長するよう願って質問いたします。平成30年度の全国学力・学習状況調査は、昨年4月17日に小学校6年生及び中学校3年生を対象に実施されました。その結果は、広島県教育委員会が23市町別の正答率を公表しておりましたので、その結果を一覧表にしてみました。皆様にお配りしておる裏表の資料でございます。正答率の目標を第2次長期総合計画、76ページにありますけれども、県平均のプラス3、全国平均のプラス5としておられますが、結果は、小学校は、国語A、Aというのは主として知識を問う設問であります。Bは活用を問う設問であります。この国語Aが県平均を1ポイント上回っておりますが、そのほかの国語B、算数A、B、理科は県平均を下回っております。中学校では、国語A、B、数学A、B、理科ともに全て県平均を上回っており、23市町の中でも上位に位置しております。そこでまず、この結果について、どのように捉え、どのような対応策を講じておられるのか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） それでは教育委員会のほうからお答えを申し上げます。全国学力テスト、全国学テと申しますが、全国の小学校6年生と中学3年生を対象に、いわゆる調査が行われております。検査ではございません。議員のほうから具体的な数値も今報告いただきましたので、全体的な結果についての所見を申し述べますが、小学校において、中学校においてのところでありますが、このたびお示しをいただいている資料は、平成30年度のみでございます。経年の

調査ではございませんし、各学校においては、この調査の目的を他と比較するというを一義の目的としてはおりません。各学校におきましては、全国学力・学習状況調査の結果をしっかりと分析をいたしまして、課題となる領域を明確にして、今後の学習指導の改善計画を立てて、学校の実態に応じた指導方法というものを工夫しております。各学校の要望に応じまして、県の教育委員会、あるいは町の教育委員会の指導主事は、学校の訪問指導もしっかり行っております。引き続きまして、町内の子どもたちの体力向上と豊かな心の育成と、それからふるさとを大切にす活動、そして、基礎学力のバランスを総合的に向上させる取り組みを今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 私も今おっしゃったように、これは順位づけをするものではないし、この数値について一喜一憂する必要はないと思っております。ただ、全国学力・学習状況調査の目的の一つは、教育施策の成果と課題を検証し、検査ではありません。検証し、その改善を図ることです。第2期北広島町教育大綱にも、基礎・基本の学力が着実に身につくよう、個々に応じたきめ細かな指導を行い、児童生徒にわかること、考えること、活用することの楽しさを教えるとありますけれども、特に小学生については、どのような改善策を実施しておられるのか。先ほど少し訪問等もありましたけれども、もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） ただいまおっしゃいましたように、わかること、それから活用すること、これを学んで次にどのように生かすかということをお大事にしておりますし、県といたしましても、学びの変革という取り組みをしておりますし、将来に向かってどういう力がつくかということをお学校で十分指導していきたいというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 私は、平成26年の9月議会でも同じような質問しております。平成25年度の調査結果では、全ての科目が県平均を上回っております。そこで、先ほど私が提示した資料は30年度の単年度でございますけれども、そこらの25年度は全てが上回っていたということで、この経年的な推移、その辺をどう評価されているかお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 経年的な経緯ですよ。その下がる上がるというのは、先ほど申し上げましたように、教科学力の推移であります。以前から申し上げておりますように、教育は、体力向上であるとか豊かな心であるとか、さまざまな総合的なものが学力だというふうに捉えておりますので、ただ、学力テストの結果のみに議員もおっしゃいましたように一喜一憂しないで、これから夢のある子どもたちをしっかりと育てていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 私も同じ考えでございますけれども、第2期長期総合計画にわざわざポイントでの目標値がありますので、そこらをどう意識されているのかというふうに思いまして、この質問いたしました。決して数字だけで、他の学校と比較してという問題ではないと思っておりますけれども、それで定住者をこれから増やしていくためには、やっぱり小中学校の学力も一つの要因ではないかというふうに私は思います。教育大綱の中にも、北広島町で子育てしたい、北広島町の学校に通わせたいと希望する保護者を増やすためにも、一環した質の高い教育を推進するというふうに書いてありますので、さらなる取り組みを期待いたします。次に、全国学

力・学習状況調査結果をホームページで公表している学校と公表していない学校がありますけれども、教育委員会としては、どのような指導されておるのか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 全国学テの結果でございますが、町内の各小中学校は多くが小規模学校でございます。学年の人数がわずか10を切るところから、30前後という学校がございます。各校の全国学力・学習状況調査の対象学年の学力傾向や個々の実態についても把握はしやすい状況であります。しかし全ての学校、それ結果を公表することによりまして、個が特定されるという可能性もございます。ですから、その年度、あるいは学校の方針によって、ホームページに公開するかしないかは、学校の判断に委ねているところであります。

以上です。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 小規模校では、個が特定されるおそれがあるからということでございますけれども、私も二、三の学校のホームページを見させていただきました。これはむしろ、調査結果もちろんありますけれども、それにプラス、その結果を踏まえて、今後こういう取り組みをしていきたいということが保護者向けに表明されております。これは非常にいいことではないかというふうに思います。この学習テストは一日かけてやるそうでした、先生も生徒も大変な思いをされるということですので、ぜひ十分な活用を持っていてもらいたいというふうに思います。次ですけれども、広島県が実施しておりました基礎・基本定着状況調査、これは小5と中2ですけれども、平成30年度から実施されておられません。聞くところによりますと、今年度も実施されないということのようですけれども、その理由は何でしょうか。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 広島県におきましては、基礎・基本定着状況調査を平成14年から実施をいたしました。議員おっしゃるような現在は行っておりません。しかしながら、学校質問紙という形では残っておりますけれども、これまでの基礎・基本定着状況調査の調査を通しまして、各学校において一定程度の授業の改善ということは確立されてきたというふうに考えておりますし、町内もそのような状況でございます。しかし全県的な課題といたしまして、学力に課題のある児童生徒が一定の割合で存在をしております。これまでの調査で、どの段階でどのようなつまづいて、あなたにはどうしてできないのかということ新たに調べる必要があるということで、県教育委員会といたしましては、小学校の低学年1年生、2年生の段階からのつまづきをしっかり把握して、今後の指導の改善に生かす新たな調査というものを現在研究中であるというふうに伺っております。先ほど言いました児童生徒質問紙といいますのは、いわゆる生活の実態調査です。朝何時に起きましたとか、朝ご飯は食べていますかとか、宿題はちゃんとやっていますか、そのあたりの調査をしておりまして、これは継続をして実施をしております。以上です。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 次の質問を行います。ICT教育、これはタブレット端末でありますとか、電子黒板などICTを授業に活用した学習指導でございますけれども、現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） ICTを活用した学習指導につきましては、一つは、授業中における

るICTの活用、それから学習指導の準備と、それから評価のためのICTの活用の2つに分けられております。しかしながら、ICT活用が今進まないということがございます。これは授業でICTを活用するための準備に時間がかかり過ぎる。それから機器の操作などわからないなどというようなところがございます。その準備、機器の設定などICT支援のサポートによって効果が期待されるわけでございますけれども、全国的にも活用しているところが2割にも満たないというような状況もありまして、財政状況が厳しい状況もありますので、今後検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 時間がかかるということで、前回の質問でも、多い先生では190時間ぐらい時間外があるというようなことで、今、先生方も大変だろうと思えますけれども、新しい機械で、今の若い先生は割と理解、使い方がわかると思えますけれども、なかなかこれを使いこなせない先生方もいらっしゃるんじゃないかと思えますけれども、そこらの研修会とかはされておるのか、あるいは、それを補助するためのICT支援員、そういったことの配置するお考えはあるのかどうか伺いたします。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） ICTを利用した授業等を進めるためにということでございますけれども、これについては、モデル事業としまして、一つの学校を決めまして、そこでモデル的に授業をやらせていただいて、それを町内の学校に進めていくということでございます。それからもう一つは、ICT支援員ということでございますけれども、先ほども申しましたように、非常に効果は期待をされるということでございますけれども、全国的にもまだ活用されているところが少ないということもありますので、町の財政状況を見ながら検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 財政面等も考えてということで、新聞報道によりますと、大崎上島にできました叡智学園は、校内全部Wi-Fiを配備して、非常にこれを使って先進的な学習をやっているというふうに聞いております。ぜひ、モデルの学校を参考にしてやってもらいたいと思えます。次ですけれども、今年度は、タブレット端末の配備を先ほどの財政上の問題もあって見送られました。未配備であります八重東、本地、川迫、大朝、新庄小学校では、このICT教育に支障がないのかどうか伺います。また、来年度以降の配備計画について伺いたします。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 未配備の小学校等について支障がないかということでございますけれども、これにつきましては、各学校に学習用のパソコンを用意しておりますので、それでやっているという状況でございます。今年度は、大型事業であります小中学校のエアコン等もありまして、また、町の予算も厳しい状況がございます。来年度以降につきましては、財政状況を見ながら、順次計画を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 英語教育が小学校でも来年度から本格的に導入されますけれども、どのような対応を考えておられるのか。英語専門の先生ではなくて担任の先生がその対応されるのか、伺います。

○議長（宮本裕之） 教育長。

- 教育長（池田庄策） 29年3月に学習指導要領が改訂をされまして、これまで小学校5年、6年で行われておりました外国語活動というものが3年生と4年生に変わりました。新たに5年生と6年生は、外国語科というふうになります。それで授業のスタイルでございますが、教え込むというものから自ら気がつく、気づかせるという授業に変えていくということでございます。英語表現につきましては、ネイティブスピーカー、いわゆるALTを配置をいたしまして、子どもたちが学習ができる環境に現在町内はございます。ALTが行う授業の時数でございますが、全国平均では6割程度というふうに調査結果がございまして、北広島町はやや上回っている現状でありますし、今後もこの水準を維持していきたいというふうに考えております。ですから全て担任がというわけではございません。ALTの先生が配置されております。以上です。
- 議長（宮本裕之） 大林議員。
- 15番（大林正行） ALTの方の活躍といえますか、これは非常に大きいようでございまして、本地小学校では毎週金曜日に来てやっておられるということで、ALTの方を今後、多分今のままでは不足するのではないかというふうに思うんですけれども、増員とかをする考えがあるかどうか、伺います。
- 議長（宮本裕之） 教育長。
- 教育長（池田庄策） 増員はしたいという希望はありますが、財政状況等お話をしながら、ということになります。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 大林議員。
- 15番（大林正行） 次の質問いきます。去る5月8日に大津市の交差点で車2台が衝突し、歩道にいた園児2人が巻き込まれ、死亡するという悲惨な事故が発生しました。県内でも子どもが犠牲になった交通事故が過去5年間で6件発生しているそうです。教育委員会では、このような事故を受け、危険な通学路の洗い出しや防止策などを実施していただけるのかどうか、伺います。
- 議長（宮本裕之） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 点検の実施でございますけれども、各学校で、日ごろ点検をしております。また毎年、北広島町通学路交通安全プログラムに基づきまして、町教育委員会、道路管理者、山県警察署、県建設事務所、学校代表者等と連携しながら、通学路の合同点検を行っております。この点検を受けて、各機関で予算の範囲内で危険な箇所について対策を行っているところでございます。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 大林議員。
- 15番（大林正行） 国道261号線の本地の新栄ハイツへ入る交差点があるんですけれども、ここは大津市の事故現場とよく似ております。朝は広島方面から町内へ通勤する直進車が多く、また、千代田工業流通団地に通勤する右折する車が多く、通学時間帯と重なっており、危険を感じております。交差点には信号機が設置されておりますけれども、右折矢印信号がありません。危険を少しでも緩和するため、右折矢印信号が必要と思いますが、追加することはできないか、伺います。
- 議長（宮本裕之） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） おっしゃいますように、朝の通勤で交通量が多いということは認識をしております。右折矢印信号の設置につきましては、設置基準等あると思いますので、通学

路交通安全プログラムの中で関係機関と協議をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 本地地区では、子ども見守り隊が登下校に付き添っております。特にこの交差点は危険なので、通学時には、数名のボランティアの方が出て子どもたちを誘導しております。大津市の事故があった後、私も金曜日が担当なんですけれども、警察官の方も出ておられました。警察でもこの交差点の危険性を認識しておられるのではないかというふうに思いました。ぜひ関係機関への対応をお願いしたいと思います。犠牲者が出てからでは遅いのでよろしくをお願いいたします。次に、保育所や認定こども園において、散歩などの園外活動を実施しておられるのか、伺います。また、実施しておられる場合、園外活動時に危険箇所がないか、調査しておられるか、伺います。また今回の事故を受けて、福祉課は、危険箇所の洗い出しと防止策の指示を出しておられるのか伺います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 町内の保育所や認定こども園においてのことでございます。月平均2、3回程度の散歩などの園外活動をどの園も実施しておるところであります。危険箇所の調査につきましては、散歩ルートにおける道路、あるいは周辺環境について、毎回ではありませんが、必要に応じて安全確認を行っているというふうに聞いております。園外活動は、自然や人とのふれあい、交通ルールの習得、その他児童の感性を磨くさまざまな体験ができる貴重な保育活動であります。町としましては、各保育施設に対し、児童の安全確保について、このたびの事故を踏まえて改めて注意喚起を行っておるところでございます。園外活動については、今後も推進してまいります。以上です。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 私も園外活動は、事故があったからやめるのではなくて、これからも安全に配慮してやっていく必要があると思います。最後の質問でございますけれども、本町では、ネウボラでごてごの開設など、子育てしやすい環境づくりなど少子化対策を講じておりますけれども、少子化に歯どめがかかっておりません。現在の年齢別人口から6年後の小学校の生徒数を推定することができます。大体でございますけれども、それをあらわしたのが皆さんにお配りしている資料でございます。これを見ますと、現在、小学生は841人でございます。これが6年後は681人、マイナス160人ぐらい減るということでございます。きたひろしま・夢・まなびプランをつくられた平成22年度では1045人おられました。相当な勢いで減少しているということが実感として感じました。そこで、平成21年度に策定されました、きたひろしま・夢・まなびプランに基づき、学校適正配置計画は実施してこられました。今のような現状になっておりますけれども、こういった将来を見据えて、今後の学校のあり方について検討されているのかどうかお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 議員ご指摘のとおり、今後の少子化、人口減少に影響により、本町の児童生徒数は将来的には減少が見込まれます。今後の児童生徒数の減少により、本町が考える適正化規模である1学級20人から30人を下回り、将来的にも増加が見込めない学校については統合を検討する必要があると考えております。なお、今年度から義務教育振興計画を改定する予定にしております。その中で検討していきたいというふうに考えております。以上で

ございます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） できれば、少子化に歯どめがかかれば一番いいと思いますけれども、全国的な傾向等見ても、なかなか厳しいというふうに感じますので、検討をこれからしていくということでございますけど、そこらもよろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長（宮本裕之） これで大林議員の質問を終わります。暫時休憩します。午後1時10分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 09分 休憩

午後 1時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。次に、12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部泰征です。さきに通告しております、持続可能な体制の構築をについて質問いたします。北広島町は、現在非常に厳しい財政状況にあります。もちろん行政におかれましても、北広島町都市計画マスタープランや北広島町長期総合計画、北広島町行政改革大綱など、さまざまな計画を策定し、いろいろと取り組みをされており、改善された点も多々あると思います。しかしながら、減額されていく交付税、今後行う予定の公共事業、老朽化する公共施設やインフラ設備への対策、自然災害等による被害により財政状況は年々厳しくなっているように思われます。また、今後は人口減による税収の減少や人手不足による企業の業績悪化も考えられます。北広島町において、妥当とされる一般会計の予算は135億円前後と言われてはいますが、その目標はなかなか難しいのが現状です。ただし災害等によって仕方がない面もありますので、一概には言えませんが。この現状を打破するためには、当たり前ですが、歳入を増やすか、あるいは歳出を減らすか、もしくはその両方しかありません。全国を調べてみると、財政的に潤っている自治体は幾つか存在します。ただ、それは例えば世界的に有名な観光地や有名なリゾート施設、別荘地、また、年間を通して集客できるテーマパークがある、そのほかにも火力発電や原子力発電、自衛隊の基地などが立地している、また、大手企業の本社があるなど、条件は限られているように思います。北広島町で考えてみると、神楽や花田植、またスキー、その他自然を生かした観光スポットなど、すばらしいところは多くありますが、ただ、それらで年間を通して大きな税収を稼いでいくのは難しいのが現状ではないでしょうか。そこで問います。税収を増やしていくためには、他市町と同じことをするのではなく、北広島町の強みを生かすことが重要と思われます。北広島町にとって、どのような事業や活動の展開をしていくことが現実的で、本町の強みを生かせると考えておられるでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

- 企画課長（砂田寿紀） 本町の事業展開ということでございますが、平成29年度から展開しております第2次長期総合計画がやはり中心となってくると思います。直接的に税収増ということであつたものではございませんが、住みたい、住んでよかった、住み続けたいと満足感と幸福感を感じられるまちを目指しているところであります。計画の中で、強みとしてあつておりますのが、地域、学校、家庭の連携による高い教育力、豊かで多様性のある自然環境、健康と地域力強化を育む元気づくり、神楽、花田植をはじめとした歴史文化、豊かな自然を生かした魅力ある観光資源、田園回帰を促す暮らし、県北の交流拠点及び広島市との近接性といったことを掲げております。今の総合計画におきましては、これら強みを生かし、人づくり、働く場の魅力向上、安心の暮らし、集落機能の維持、移住・定住の促進ということを重点方針として掲げておるところであります。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 今幾つか挙げていただきましたが、学校環境、それから自然、元気なまちにするとか歴史、いろいろ挙げられているんですが、感想として、目標ということは難しいでしょうけど、うまくいってるような感じとしては受けられているのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） うまくいってるかどうかということは非常に難しいところではありますが、今の総合計画はやはりある程度踏襲していくということが前提の計画でございますので、それらは今後も展開をさせていただきたいと思っております。それに加えて、今後は地域の資源ということで、自然でありますとか、先ほどおっしゃいましたようなスキーであつたりとか、いろんな芸能なども総合的にプロデュースしながら、関係人口をできるだけ多くしていこうといったようなことを視野に入れながら、新たな事業展開がこれから構築をしていきたいというふうには今考えている状況でございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それらの事業を選ばれたというのは、自然とか環境とかがあつて、また、この本町に合つてるといふことなんですが、また、実施していくために、今後具体的なスケジュールとか、もしこれから人員とか設備とか、もし計画されているのがあれば、ちょっとここでお伺いしたいのですが。
- 議長（宮本裕之） 企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） 実施のスケジュールということでございますが、これはまだ具体化してはいない状態です。今、構想を練っているというような段階でございますので、そのことも、まだ共有はできていないということでございますので、まだ、そのことが公表できるような状況には今ないのでございますが、いずれにしても今から検討していくというふうにもう既に取っかかっているという状況にあります。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 取っかかっているということは、今の段階で人員とか設備とか、また試算は難しいと、ただ、取っかかっているということでもよろしいですかね。はい。それでは、その他として、歳入を増やす手段として、住民にも痛みを伴う場合もあると思います。将来的な可能性として使用料や手数料、町税などの大幅な見直しはあるのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 使用料、手数料、あるいは分担金、負担金などの見直しについてですけ

ども、これまで行政改革大綱の取り組みの中で、事業コストに見合った料金設定、受益者負担の考え方を基本に保育料でありますとか、上下水道事業の負担金、使用料などの見直しを行ってきているところでございます。今後も引き続き、行革大綱等に基づいて精査しながら、見直しも含めて考えていきたいと思っております。また、町税につきましては、課税の公平性、納得性の原則から、地方税法等にのっとり標準税率としておりますので、独自の税制でありますとか、不均一課税などの実施は考えてはおりません。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 普通の家庭では入ってくる収入に応じた生活を行います。家計が厳しいときには買い物も自粛したりもします。もちろん北広島町での生活を守るために必要な事業もありますが、入ってくるお金に限られている以上、使うのもよく検討しなければなりません。次の世代に負担をかけないようにするには、歳出においても相当の改革も必要と思われます。そういった中で、大きな事業といえば、現在計画されている役場周辺地区都市再生整備事業、地域づくりセンターではないでしょうか。今でも本当に必要なのかという声を聞くので、今一度確認します。この事業を行うに当たり、千代田地区にある旧役場跡地の問題やヘリポートとしていた旧町民グラウンドに替わる夜間に利用可能な運動場確保の問題が残っているのではないのでしょうかといった声を相変わらず聞きます。どう受け止められているのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） まず、旧役場跡地でございますが、これは町の中でも具体的な計画に位置づけたというものは今のところないということをお願いいたします。それから町民グラウンドでございますが、現在あります千代田総合運動公園を中心に利用していただくということである程度の整理はさせていただいていると認識をしているところでございます。ヘリポートにつきましても同じく運動公園をとということで、この分は整理を済んでいる状況でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 現在、財政調整基金は厳しい状態が続いています。この時期に行わなければいけないのはなぜでしょうか。基金がたまるまで待てないのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） この拠点施設につきましては、本年度の予算議決、それから債務負担行為の議決いただきまして、現在に至っているところであります。まちづくりセンターの整備でございますが、2017年8月に拠点整備検討委員会を開催いたしまして、あり方の検討を始めてまいりました。また、周辺整備を含めた全体構想も同じく2017年の9月に都市計画審議会において協議を開始し、現在の実施に至っているところでございます。また、この事業は、国交省の社会資本整備総合交付金や合併特例債を主な財源として実施いたします。国の制度の運用におきまして、平成30年度から5か年計画の承認を受けて行っているものでございます。また、現在の千代田地域づくりセンター、元の公民館でございますが、これは行っていただければわかると思いますが、雨の後には、大きなたらいを廊下に並べて雨漏りが非常に著しいという。ということは躯体も相当劣化しているということでございますが、その劣化が激しいことやバリアフリー化が全くされていないということも考慮いたしまして、現在取り組みを進めている状況でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） では起債も含めて、今年度からの実施がもう条件であるといった認識でよ

ろしいですかね。それでは現在、総額で、この前いただいた資料では11億円というようにもあったんですが、先日の議案で、税込10億3785万円の工事請負契約が示されました。本町の負担は、最終的に幾らぐらいになると予想されているでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 総額で11億円ということでしたが、予定では、工事費と工事監理委託費を合わせまして10億6000万ということで説明をさせていただいておるところでございます。そのうち、先般仮契約を結ばさせていただいております工事については、先ほど議員おっしゃった金額ということでございます。工事監理の委託費約2000万円を加えて、実際の町の負担というものは2億1300万円と予想を現在しているところでございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 実際の町の負担といえば、2億1300万円ということなんですが、この負担額は、例えば他市町の地域づくりセンターや町内の同規模の施設と比べて妥当といえるのか。もし比較できれば、私の中で想像しやすいので、他市町や町内にある同規模施設の金額がわかれば教えていただきたいんですが、金額はわかりますでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 他市町の状況ということでございますが、検討委員会、以前のあり方でのワークショップや検討委員会も含めてでございますが、その中で、資料としてご提示申し上げているものがございます。どこどこということは、ちょっと相手にも了解を得ておりませんので伏せさせていただきたいと思いますが、近々で言いますと、3件ぐらいかなと思っております。一つは、今のまちづくりセンターの3分の2ぐらいの大きさですが、4億7000万円。同じ規模でございますが、約7億円。それから少し規模的には、延べ面積小さいものでありますが、10億1000万円といったように、いろいろな状況あります。ただ、これは中の機能でありますとか、全くそれぞれが違うものでございますので、一概には比較はちょっと難しい状況にあります。それから本町でこれまで、平成24年ぐらいからのデータが整理したものがあありますが、大規模な事業ということで、小学校の新築ということと、それから芸北中学校がやはり一番大きなような状況でございます。それぞれが約8億6000万から10億ぐらいの間の、これも工事費となっております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 現状の施設が老朽化していることもあり、必要な施設であると認識しているんですが、規模とか金額について適正なのかわかりませんので、質問しました。それでは、維持費ですよ、ランニングコストは幾らぐらいを想定されているんでしょうか。また、どれぐらいの利用率や収益を現時点で見込まれているんでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） ランニングコストでございますが、職員の人件費や臨時職員も含めて、人件費は除いたもので、前回議会のときに、ご質問にお答えさせていただいたのは変わっておりませんが、大体年間1000万ぐらいではないかというふうに予測しております。それから利用率と収益のご質問でございますが、平成29年の9月現在で調査をしたものがありますが、このときは、今の千代田地域づくりセンターでの使用者ですが、42団体ぐらいが登録されておりまして、それらの会員数が延べ422名ぐらいということなんです。ほかにも図書室や会議などの利用が当然あるわけでございますが、これは平成30年度での延べ利用者数が2万3

000人ぐらいということで報告を受けております。当然今度は町のまちづくりの拠点となるところでございますので、恐らくこれ以上の利用者はあるというふうには予想しております。収益でございますが、特に収益として計上するというにはなりません、一つは使用料、会場の使用料であります。これが大体、今までですと年間100万円ちょっと超えるぐらいの歳入ということだったかと思っております。基本的には収益施設という位置づけではございませんので、特に収支バランスをとって検討しているという状況にはございません。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 思っていたよりもかなり利用されているということで、次の施設がよく利用されることを願ってやみません。さて、この工事で建設される千代田地域づくりセンターは、所属が教育委員会から町長部局の企画課となりました。公民館から地域づくりセンターとすることにより、自主的な学習を支援する施設から、人づくり、地域の協働のまちづくりの拠点とするとのこと。公民館といえば、社会教育法における教育機関としての役割であったと思います。町民の中には、所属や名称は変わるがこれまでの形とどう変わるのか、また、今後どのような施設となるのか、存じない方もいるのではないのでしょうか。ワークショップを重ねられ、意見を積み上げてこられた結果と認識していますが、多額の税金が投資される以上、一人でも多くの方に理解していただくことが大事だと思います。そこで、この施設により、これまでの公民館とどのように変わるのか、また、住民や今後の北広島町にとって、どのような効果を見込んでいるのか、再度ご説明いただけますでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 基本的には、拠点施設の検討委員会、基本計画の答申をいただいております部分になろうかと思っております。今のまちづくりセンターは、各地域の地域づくりセンターをある程度まとめるところのよりどころとなるものだと思っております。これから整備しようというところは、その町全体の拠点となる部分と、それから千代田の地域のまちづくりセンターを兼ねるといったことが基本的にあります。コンセプトとしましては、やはりこれまでの公民館が行ってきました社会教育法に基づく事業、これは当然このまま踏襲していかなければならないというふうになると思います。また、地域づくりにつきましても、町長部局ということで携わらせていただきますが、基本的には、学習、学びということが基本になろうと思っておりますので、それらからの地域づくりをサポートしていくというような考えであります。施設には、それぞれの活動団体、振興会だったりとか協議会はいろいろあるわけですが、それらがやはり一つの情報共有ということで、皆さんがどこがどのような活動されているということが、皆さんで共有できるというようなことも考えながら、それがまちづくりにつながっていくというふうなコンセプトを持って、今取り組みを進めている状況にあります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） どうせ作るのであれば、いい施設を作っていただきたいと思っております。その他、今後の方針について問います。今後、計画や予定されている大型の公共事業もあるのでしょうか。もしあるとすれば、どのようなものなのでしょうか。現時点でわかる範囲でいいので、内容と金額をご提示ください。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 現時点で予定している事業ですが、役場周辺地区都市再生整備事業として、まちづくりセンター新築工事は来年度も引き続き実施いたします。また、令和2年度に広

場の整備、令和3年度には千代田中央公民館の解体、令和4年度には駐車場整備と道路拡張工事を予定しています。以上が現時点で具体化している事業でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 役場周辺のがメインということですね。それでは、大型事業を行う際には有利な起債等も活用されると思いますが、自己資金も必要になります。事業を行う際、例えば自己資金が幾らになったらするとか、支払う公債費合計の限度額を決めておく等の基準は設けられているのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 普通交付税の合併特例加算分が縮小する中、事業実施のための積み立てを個別に行うことは難しいというのが現状ですが、当初予算編成において、起債の借入額がその年度の公債費である償還額を上回らないように事業の組み立てを行っているところです。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 公共施設等は、将来的に30%削減とされていますが、北広島町図書館の改修やまちづくり拠点施設整備など、私的には増えている印象があります。今後は、さらに人口の減少が予想されます。増えた分減らすのも必要と考えています。そこで問います。公共施設等の削減は具体的にどのように行うのでしょうか。例えば利用数が一定以下の場合や建築年数が古いなどの基準を設けてあるのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 公共施設等総合管理計画の推進に向けて、個別施設計画の策定に取り組み、昨年度末、計画案を策定いたしました。その手順といたしまして、公共施設について、築年数や老朽化の度合いの評価と、公共性、有効性、それから代替性の評価に加えて、総合計画で定めた施設分類ごとの方針を反映して、その建物の特性を考慮した検討を行っているところです。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） じゃあ近く、今年度とか来年度で中止とか廃止になる施設も出てくるでしょうか。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 今年度具体的にこの建物が廃止になるという施設を予定しているものはありませんが、近い将来、例えば譲渡、廃止に向けた相手方もあれば、地域の方との話し合いとかいうことも必要になってまいりますので、今のところ具体的に今年度これをする、来年度これをするというような具体的な計画にはなっておりません。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 30%削減とされているので、具体的に立てていかないと、今後は削減ができないと思うんですが、そういった検討はされるんですか。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 先ほども答弁させていただいたように、昨年度末、個別施設計画について計画案として策定をいたしておりますが、やはり公共施設については、地元で使っていらっしゃる施設とかもございまして、その地域の方との協議も進めながら、進めていくことが必要だと思っておりますので、なるべくスリム化するように努力はしていきたいと思っております。

- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 協議の末、また最終的な公共施設の民間売却等も検討されていくということでもよろしいでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 財政課長。
- 財政課長（植田優香） 民間の売却等については、個別施設計画の検討結果の中で、将来的に廃止としている施設については、民間売却を含めた検討をしているところです。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 次の質問に移ります。各種事業や事業の再検討、見直しも必要かと思えます。そこで問います。業務委託先の見直しは定期的に行われているのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 財政課長。
- 財政課長（植田優香） 業務委託契約についても入札が原則ですので、入札参加資格登録者から選定を行い、毎年度入札等により決定をしております。しかしながら、業務委託の内容によっては、委託先が限定される場合もありますので、毎年同じ業者と契約しているものもあります。業務委託は外部委託の必要なもの、それから事業の効率化等により委託したほうが効果的なものなど、さまざまな種類がありますが、業務内容や経費などを含めて、委託が適正に行われるように引き続き見直しを行ってまいります。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 相見積もりができる限りは相見積もりをして、もうそれ以外に選択肢がないときは随意契約みたいな形をきちんと分けられて、精査をして委託されているということでもよろしいですかね。
- 議長（宮本裕之） 財政課長。
- 財政課長（植田優香） 地方自治法に定められております契約については入札を原則としておりますので、入札にそぐわない随意契約ができるものというところも定められておりますので、それにのっとって委託を進めているというところです。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それでは観光事業や有形無形の財産について、必要性などの再検討はされているのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 商工観光課長。
- 商工観光課長（沼田真路） 観光振興事業につきましては、平成29年に策定いたしました観光まちづくり計画において、定期的に現状把握、点検、評価を行うこととしております。また、観光協会及び商工会と定期的に連携会議を行いまして、事業についての情報の共有及び効果的な事業の執行について協議をしております。なお、継続的な観光関連事業の補助金及び助成金等につきましては、事業実績報告に基づき、事業内容及び効果などを検証するとともに、必要があれば追加資料の提出を求めるなどして、必要性等確認をさせていただいております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 必要であると判断する際の根拠とは、そういったきちんと精査をされているということでもよろしいですかね。
- 議長（宮本裕之） 商工観光課長。
- 商工観光課長（沼田真路） そういったことを役場内、それから商工会、観光協会等と検証して、最終的に必要性について検証して、事業予算等確定しております。

- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 平成30年度ですかね、事業によっては、補助金を10%減額しました。今後も行っていくんでしょうか。また、削減するものとしめないものはどのように選別されるんでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 財政課長。
- 財政課長（植田優香） 本町では、平成28年度当初予算から令和3年度までを見直し期間としておりますので、今後も引き続き実施していくこととしております。見直しの方法としては、補助金を1件ごとに内容を確認して、必要性、費用対効果、経費のあり方等について検証を行い、判断をしております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 昨年度ですか、総務常任委員会で行った研修では、ネットワークコミュニティなどの地域づくりにおいて、当初と、その後3年間は県や市町が補助をしますが、その後は独自運営に任せているところもありました。結局、補助金頼みの運営では続かないからというのが理由だったように覚えてます。このように取り組んでいる市町もあります。北広島町としては、この補助金に対して将来的にどのような考えを持たれているんでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 副町長。
- 副町長（中原 健） 補助金についてでございますけれども、今、議員おっしゃられましたようなサンセット方式、年を決めてやるというような方法も視野の中に入れながら、補助金については考えていきたいというふうには思っております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） わかりました。ずっとあるものと思って受けれるものでもないと思いますので、きちんとその辺は精査していただきたいと思います。次に、指定管理においては、先般、田原温泉が経営不振により休館となりました。ただ、田原温泉については、同僚議員が後日取り扱うこととしておりますので、ここでは触れません。全国的に見ても、指定管理を行っている施設の休館や廃止が続いており、観光宿泊施設の経営は難しくなっていると感じます。私としては、民間のノウハウを生かして運営を行う以上、経営改善が難しいのであればやむを得ないと思いますが、残念でもあります。そこで問います。指定管理や第三セクターにおいて、赤字補填的な支出は行われていることはないでしょうか。もし行われている場合、今後どのようにされていくんでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 指定管理料の考え方ですけども、事業計画と収支計画の内容を精査した上で指定管理料を設定をしております。その中で管理をお願いしているもので、いわゆる赤字補填という考え方で支出をしているものではございません。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 今の指定管理料の維持管理費が適正なのか、そういったチェック体制というのは、先ほどおっしゃったんですが、また今後も続けて支払うかどうか、そういった判断はどのようにされるんでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 指定管理料の中身につきましては、指定管理者からの実績報告書、事業報告書などによって確認を行っているところでございます。今後の取り組みとしまして、適切

な管理運営を行っていただくということで、定期的なモニタリングでありますとか、財産指標化、あるいは収支状況の公表であるとか、そこら辺の取り組みの検討が必要であるというふうには思っております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） これも昨年の総務の視察研修に行ったところなんですが、指定管理料をもらわずに工夫して運営している道の駅もありました。指定管理料に頼ると依存してしまうということも考え方にあったようです。そこでお聞きしたいんですが、最後に、北広島町では、指定管理料についてどのように捉えているのか、また今後どのようにしていきたいと、また重複しますが、考えておられるでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 指定管理料を今後どうするかということですが、指定管理施設につきましては、主には管理をしていただく収益事業じゃなくて、まさに施設管理ということでお願いしている部分がほとんどであります。その中でも収益事業をしている施設については、先ほど申し上げました考え方のもと、適切な検証を行いながら、5年、3年という期間がありますけれども、その中で、民間のノウハウが発揮できるように、成果があった場合には、それが享受できるようなインセンティブを持たせながら、そういう考え方も必要だと思っておりますので、そういう考え方の中で行ってまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） それで、一応書いているので、今後削減を行っているようなものはあるでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） ちょっと質問のくくりが指定管理なのか、これまでの流れの中の財政全般のことなのか、ちょっとわかりにくいところなんですけれども、財政全般ということでお答えさせていただきます。財政の健全化につきましては、行革大綱等によって、引き続き業務の見直しによる内部管理経費の削減、あるいは補助金、負担金、公共施設の今後のあり方等について、しっかり精査してまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） これからは人口減であり、歳入も厳しくなってくるのが予想されます。義務的経費である行政職員の人件費についても、より検討が必要となってくるでしょう。さて、人件費については、昨年12月の定例会の議案で行政職員の給与増額が提案され、私は反対としましたが、可決されました。私としては給料を上げること自体には反対ではありません。しっかり仕事をしたら、もらうのは当然だと思います。また、民間に比べて低いとされる若年層の水準を上げるという意図もわかります。ただ、北広島町内の各民間企業と比較したのかと質問したところ、それはしておらず、人事院勧告に伴うものとの回答でした。あくまでインターネット上での比較ですが、北広島町の行政職員の給与は、県内でも高いほうにあるほうです。これについては時間外手当を含むとか含まない等の違いはあるようなので、全てではないと思いますが、私の感覚では、北広島町の民間企業と比べると、ある程度の差があるのではないかと感じており、それも含めて、町内の民間企業との比較を求めましたが、その比較はしていないとのことでした。そのため反対しました。また民間では、収益の中から給与を払いますので、誰かを上げたのなら、誰かを下げるなどの措置を行います。上げた分をどこで賄うのかといっ

た説明がなかったのも反対の理由としてあります。昨年度、国会でももめたように厚生労働省の統計に不備が見つかり、大問題となりました。人事院勧告を全く信じるなどというわけではありませんが、そればかりに頼るのではなく、あくまで北広島町内の民間企業の統計も説明には必要と思います。そこで問います。以上のことから、北広島町内の民間企業の統計を算出して提案すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 本町の職員給与につきましては、今、お話がありましたとおり、国の人事院勧告に基づいた取り扱いをしているところであります。しかしながら、この勧告で、全国一律の給与になっているということではございません。この勧告をもとに、各地域の賃金水準に応じた調整がなされておりますし、広島県の人事委員会が調査する県内実態も参考にしております。その中には北広島町の事業者も入っているということがございますので、これをもとに今後も給与の取り扱いをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） あくまで行政の北広島町としては、この町内の企業、個別に出すということとはされないということで、今のところ考えてないということではよろしいですかね。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） あくまでも統計上どうであるかというふうなことでありますので、統計数値を出す場合、ある程度のボリューム感、数的なものが必要なんだろうと思っております。町内だけでそれを算出するということは、なかなか変動幅がかなり出てくるんじゃないかなというふうな思いも持っております。従いまして、先ほどのような考え方で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 私も民間の方からよく、その辺がちゃんと一緒なんか、差があるんじゃないかということ聞きますので、今すぐでは難しいかもしれませんが、将来的には、そういった町内独自のを反映させていくことも必要と考えています。また、人事院勧告がなくても調整するとかそういった措置というのはできるんでしょうかね。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 地方公務員の給与制度は、国の給与制度をもとに制度化されております。給与体系の透明性や納得性を図る上では、ある程度国と同様の取り扱いが必要であるというふうには思っております。また、真に調整の必要がある場合、これにつきましては、これまでも独自に給与のカットでありますとか、手当のカットをしてきたような状況はございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは今後、人件費削減のため、より一層の組織や機構の見直しは考えておられるでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） これまで行革大綱によって職員数の削減を図ってきております。また、組織機構の見直しも行ってきたところでございます。引き続き限られた職員で運営する効率的な組織の実現に向け、引き続き組織機構の見直し、職員の適正配置、職員定数の適正化、こちら辺を進めてまいり、組織のスリム化を図ってまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

- 12番（服部泰征） 都市圏への人口流出を防ぐため、地方でも教育や雇用面で、さまざまな方策が検討されています。地域活性化には、地元で愛着が持てる教育や町内企業の魅力発信、そして地域の人材が地域で働く形が最も大事ではないでしょうか。そこで、雇用状況について伺います。北広島町外に、町内に住んでない町外の職員数はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。これ個人情報が含まれますので、人数を出すのが難しければ、パーセント等でも構いません。
- 議長（宮本裕之） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 本年4月1日現在でございます。消防、診療所等を含めた全職員数は300名ちょうどでございます。そのうち北広島町外に在住している職員は52名、率で17%となっております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 雇用について優秀な人材を雇うということも大事ですが、町内雇用も重要であると思っています。雇用について町内在住者やこちらに引っ越してくる方を優先する枠のようなものがあるのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 採用時におきましては、雇用機会の均等というようなものがございしますので、法的には条件をつけてはならないということになっておりますので、条件づけ、あるいは優先枠というものはしておりませんが、採用に際しましては、町内に在住してもらうよう、声かけはしっかりさせていただいているところでございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 声かけはされているということ、それで何人かこちらに住まわれた方というのは、今までいらっしゃるということではないんですかね。
- 議長（宮本裕之） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 新規採用の職員につきましては、かなりの職員が町外在住者の採用であった場合でも町内に居住してもらっているというふうな実態はございますが、100%ということにはなっておりません。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 居住地を自由に選択できるというのは、これは当然の権利なんですが、地方自治体、この北広島町でも空き家対策や地域活性化を掲げています。もちろん居住に対して強制はできませんが、転居が可能な職員には、それに力を貸していただきたいと思います。また以前、総務常任委員会で行った視察では、行政職員が積極的に地域コミュニティとかかわることが大事であるとおっしゃっていました。北広島町から給与が出るのであれば、北広島町に落としてほしいのが私の本音です。町外在住の職員について、町内に在住していただくような施策を検討されているのかについて伺います。先ほどおっしゃっていただいたんで、ちょっとかぶると思うんですが、町外からの通勤手当は、どのぐらいかかっているのでしょうか。またその分、町内の空き家に住んでいただき、住宅手当を出すのとどちらが安く済むのか、検討されたことはあるのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 町外在住者への通勤手当でございますが、先ほどの52名につきましては、月約129万円の合計額となります。通勤手当と住居手当の比較ということでございます

けども、住居手当につきましては、条件によって手当額はかなり変わってきますので、そこら辺の比較検討したことはございません。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） もし可能であれば、比較していただいてもちょっとおもしろいかなと思っています。また人件費削減で、各支所の人員は減っています。これについては、その方向で仕方ないと思いますが、地域の現状は見えにくくなります。そういった意味でも、町内に居住する職員を増やすべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 町内に居住する職員を増やすべき、そう思います。そのような取り組みをしてきておりますけども、職員がその地域に居住していなくても、その地域を知ることとは非常に業務上大切なことであります。地域の現状をしっかりと把握して、業務に当たるよう、そこはしっかり心がけているところではございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 例えば居住することで、仕事以外でも職員が積極的に地域行事にかかわれると思います。このように地域行事やイベント、集会等に積極的に参加される意識を皆さんは持たれているんでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 地域の行事等に積極的に参加するということとは、協働のまちづくりを進めていくという上でも、職員の動きというものをしっかり見えるようにしようということで、研修等も行いながら、積極参加を促しているところではございます。個人差ありますけども、職員のアンケート等もとっておりますが、かなりの7割、8割ぐらいは、いろんな団体の所属も含めて参加しているというふうな状況でありますけども、さらに、この取り組みは進めてまいりたいというふうには思います。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） また近年増加している大規模災害への対応を考えると、やっぱり近くに住んでないといざというとき来れないので、そういった意味でも、かかわる職員は、町内に在住していただいたほうが対応も早くなると考えています。これについても、先ほどと同じように、お答えになると思うんですが、一応お答えを求めます。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 大規模災害発生時の町の対応としましては、災害対策業務と非常時においても継続を必要とする通常業務がございまして、そのため本町では、大規模災害業務継続計画を策定しております。職員の招集ですが、町内に住所があっても、登庁まで約50キロ、自家用車で1時間以上かかる者や町外でも16キロ程度で通常20分程度で登庁できる者もおります。したがって、業務継続計画では、町内、町外ということとは関係なく、招集に要する距離と時間で職員を配置しております。日ごろから地域を知り、災害時に対応することは重要と考えております。災害で災害発生から復旧が終わるまで職員一丸となって対応いたします。以上です。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 時間等も考えられているんですが、実際に住んでいると少しの変化でも気づくこともあると思うんです。そういった意味では、やはり増やした方がいいと思うんですが、

そのあたりどうでしょうか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 現状としましては、町内のことを知りということで、先ほども言いましたが、そのことで通常の業務、それから非常時の業務は対応できると思います。確かに議員がおっしゃられるとおり、地域に住んでると地域の現状がわかるということも理解できます。以上です。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 次世代が安心して生活できるまちづくりをする上では、住民を中心として行政や議会が一体となって、それぞれできることから取り組んでいく必要があると思います。税収増や空き家対策を目指しているのであれば、行政職員や我々も協力していかなければならないと思います。今後、在宅医療や介護が中心となってきます。例えば家を建てる際には新築ではなく、実家やその近くの空き家を検討するなども必要になってくるのではないのでしょうか。あくまで私個人の意見ですが、指導している側が積極的に行っていくということも重要だと思います。元気なまちをつくっていくためには積極的に地域にかかわっていくことが大事だと思います。町内には仕事を抱えながら、地域を元気にしようとボランティアで取り組んでいる方も多くいると思います。また先ほど言ったように、行政職員の皆様も仕事としてだけでなく、率先して地域行事に参加していただくことがより一層求められてくるのではないのでしょうか。もちろん積極的に取り組まれている方も多くいらっしゃいます。参加していないということを行っているわけではありませんので、そこはご承知ください。それらを踏まえまして、最後に町長の所見を伺います。持続可能な体制をつくっていくために、今後取り組んでいくことは何でしょうか。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 長期総合計画では、住みたい、住んでよかった、住み続けたいの実現に向けて取り組みを進めているところであります。まちづくり基本条例におきましても、町民、議会、行政の権利や責務を明らかにしているところでありますが、それぞれが一体となって役目を持って、一つの目標にかかわっていくことがまちづくりにつながっていくものと思っております。まちづくりは、地域住民が地域資源により取り組むことが大切であるというふうに思っております。これまで地域協議会などを中心にしたワークショップ等もたびたび開いていただいて検討をいただいておりますし、職員の研修も行っているところであります。今後は、実際に課題解決に向けた取り組みの支援や、これから始まるきたひろ学び塾、担い手大学であります。などによる地域人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。また、先ほど担当からも言いましたが、情報の共有化のためのプラットフォームの構築なども検討しているところであります。いずれにしても、持続可能な活動、そうした取り組みを今後重点的に進めていかなければならないと考えております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） そうですね。住まわれる方、かかわっている方、皆さんが一緒になって、地域を盛り上げていくことが大切だと思います。皆さんといっしょにともに頑張っていけることを期待しまして、私の質問を終了といたします。

○議長（宮本裕之） これで服部議員の質問を終わります。暫時休憩します。2時20分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 07分 休憩

午後 2時 20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開いたします。次に、14番、中田議員。

○14番（中田節雄） 14番、中田でございます。もうこの時間になると、相当眠くなってくるんでありますが、皆さん、目をしっかりと開いているので大丈夫と思いますが、大きな声で質問をしてまいります。通告しております大綱3点につきましては、生活に密着したもののばかりでございます。まず、1点の高齢者世帯への対応と空き家の管理ということについてでございます。今朝ほどからの質問にもありましたけども、やはり非常に空き家が増えておるといことですね。それと高齢者世帯、この中で、ごみ出しの問題、このことについては、昨年3月の定例議会で質問いたしましたけども、これは高齢者見守り活動とリンクさせて、清掃部門と福祉部門との連携を考えていくことに対して、保健課長から、地域ケア会議で検討しているとお答えがありました。現在こういったことはどういった状況にあるのか、進捗状況をお聞かせください。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課からご答弁させていただきます。地域ケア会議は、日常生活圏域ごとに4地域で開催をしております。地域のニーズや社会資源を把握し、地域課題への取り組みを推進することで、高齢者の方々が地域で生活しやすい地域づくりを目指しております。平成29年度の千代田地域の地域ケア会議の中で、高齢者の方のごみ出しが課題として出ております。その際に、ボランティアによる見守りを兼ねたごみ出し支援の検討が出ておりましたが、具体的な取り組みでございませうとか、事業化のほうにはつながっておりません。町内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーと、あと保健課にあります地域包括支援センターのケアマネジャーのほうにごみ出しの課題について確認をいたしましたところ、介護認定がある方のうち、ごみ出し支援が必要な方は、ヘルパーによる支援でありますとか、同居または別居のご家族による対応などで今ごみ出しのほうをされているということでございます。数としては、地域包括支援センターのほうのケアマネジャーの利用者のうち、ケアプランを立てております中でごみ出しのプランを入れておりますのが、約3割程度でございます。具体的などころにはつながっていないということでございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 検討されておる中で、介護認定を受けられる方の中から約3割程度ということは、あまりそういった要望がないのかなという思いがするわけです。ひとり暮らしの家族の方なら、なおさら高齢者ご夫婦の方も同じでございますが、子どもさんたちが帰られて、その都度ごみ出しをされているケースが多いのかなというふうには思います。しかし、これが1週間に1回なのか、10日に1回なのか、これわかりませんが、ケアマネジャーさん、訪

問される中で、非常に不衛生であるとか、こういった状況にあるところはあったのかどうか、ごみ出しはされてるんだけども、ちょっと衛生的に具合が悪いなど。そういった方は掃除をされると思うんですが、こういった状況が多いのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課からご答弁させていただきます。不衛生であるかどうかというところでございます。訪問介護、ヘルパーのサービス利用されている方に関しては、そういったことを聞いていることは余りないんですが、それ以前に、介護認定を受けられる以前の方が、いわゆるごみ屋敷ではないですが、少し不衛生な状態の家があるということ、高齢者の方があるということは聞いておまして、そちらのほうには、地域包括支援センターの職員のほうが対応させていただきながら、介護認定等へつなげているところでございます。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 介護認定を受ける前の方、このことについて質問しようと思ったんですが、課長のほうから答弁がありましたので、そのことが非常に気になっておる。ひとり暮らしの方で、時々家の前を通ってみたり、またお伺いすることがあったりするわけですが、食事をするところなのか、居間なのかどうかよくわからない。非常にそこに案内されて、入れ言われても、ちょっと入りたくないような状況にあると。まだ介護認定受けられてないですから、ヘルパーさんもケアマネジャーさんもお伺いされたことがあるかどうかというのはわかりませんが、非常に衛生的にも悪い。また、火災予防の面からも非常に悪いのではなかろうかと思っておりますけども、こういった状況にある方は、かなりおられるのかどうか。把握されているのかどうかお聞きします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 把握をしているかどうかということでございます。各地域の民生委員さんのほうから、気になる方については声を上げていただいて、対応させていただいていることもございますし、あわせて消防署のほうの査察という形で、年に何回か、年に春、秋の火災予防週間でございますが、そのときに地域の方でひとり暮らし等で、その査察のほうの消防署の職員が出向いて、火災の観点からでもごみのほうの処理でありますとか、火災の予防という形で回らせていただく中で、そういったことで把握をさせていただくことも中にはございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 民生委員の方から情報をいただき、そして対応され、また、その時期には、消防職員の方と一緒に予防しておるといことなんですが、消防長、ちょっと振って悪いんですが、消防職員の方がそこに行って指導されておるようですが、そういった方々というのが結構お年を召してくると頑固になって、ほっといてくれというケースはありませんでしょうか。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） ただいまの春と秋の火災予防運動のとき、ひとり暮らし老人の方のご家庭には行っております。ですが最近では、玄関の防火訪問に変えてますので、家の中には立ち入っておりません。というのが、悪徳業者とかそういったものがありますので、最近では事前連絡をしまして、希望者の方に家の前で防火訪問、聞き取りをして火災の指導をして帰るとというのが現状の立入検査です。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 保健課長、今のような状況なんですね。やってることはやってる。だけど玄関先で、家の中まではなかなか立ち入れないと。これは致し方ない。その難しさがあるのは重々承知しております。しかし、見るに耐えない状況が中にはあるわけですが、ここをどうするかということは非常にまた難しい問題です。火災が発生してからでは、また遅過ぎる。これをどう解決するか、また、これは民生委員の方、ヘルパーさん、消防職員、まだほかにもあるかもしれませんけども、そういった方々で、ごみの問題があるから、町民からあるかもしれませんけども、やはりどこかでイニシアチブをとっていただいて、対応していただくという以外にはなかるうかと思えます。強制力ございませんのでね。それにやはりプライバシーの問題がありますから、難しいことは十分承知しております。しかし、ほっておくとどうなるか。また、ごみの山の中で、いろんな衛生的にも悪い中で孤独死をされているケースが出てくるかもしれない。衛生的に悪いわけですから。そういったことを鑑みながら対応をしていくべきであろうと私は思っております。それでは次の質問に移ります。事業系のごみの減量についてでございます。ちょうど私がこの質問書を議会事務局に出したその日に食品ロス削減法が成立したと。もちろん正式名称わかりませんが、食品ロス削減推進法なんですかね。これが成立して、25日の新聞で報道されました。芸北広域環境施設組合も耐用年数を過ぎて老朽化してある今後の施設のあり方について、今年度を目標に施設整備の基本方針を決定していきたいというふうにしております。ごみの中でも燃えにくい生ごみの減量が大きな課題となっております。生ごみは、家庭ごみと事業系のごみに分かれていますが、事業系のごみが家庭ごみよりもちょっと多いという状況で、大きなウエート占めておるわけでございます。これはコンビニあたりで恵方巻が大量に廃棄処分されておるといったような状況もテレビ等で報道されておりました。スーパーマーケット、コンビニ、そういったところから排出される生ごみの中には、賞味期限がまだ切れてないものもあるわけでありまして。これは事業所の方針もあるようですが、生活困窮者もおられる中で、こういった方々の配布できるシステムはないものかと考えるわけです。外国では、既にそうした取り組みをフードバンクであるとか、あらゆる方法を講じておられるようでありまして。日本でも遅きに失したといえますか、食品ロス削減推進法案が24日に成立をし、やがて法律として整備され、いろんなところで、罰則規定があるかないかはわかりませんが、施行されてくるはずであります。そうした中で、それまでに本町として、また芸北広域環境施設組合、一緒に事業系のごみをいかに減らしていくのか。この取り組み、そうしたところを訪問されてお願いをするということについて、毎年行われておるのかどうなのか、その辺も含めて、また今後の方針も含めてお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 食品ロスにつきましては大きな問題となっております。議員ご指摘のように売れ残りの弁当等の廃棄が最近問題となっております。芸北広域きれいセンターがコンビニ店舗から出るごみの調査を行った結果、生ごみや売れ残りの弁当が約4割であったとの報告もあります。最近では、コンビニ業界も値引き販売を検討しているようですが、賞味期限前の食品を回収し、生活困窮者や支援団体に提供するフードバンクの取り組みも行われております。また、家庭等で余っている食べ物を持ち寄り、フードバンク等へ寄附するフードドライブの取り組みを地域のイベントで実施している団体も増えてきております。こうしたシステムは現在町内にはありませんが、広島市内にはフードバンクを行っている団体もございますので、今後はこうした団体と連携をとりながら、地域のイベントで不要食品の回収を行うことも検討してい

きたいと思っております。事業所につきましても、そうしたフードドライブへの参加を求めるとともに、ごみとして排出する場合もリサイクルを行うようお願いしていきたいと考えておるところでございます。生ごみは肥料化が可能ですし、近隣にもリサイクル工場があります。きれいセンターで燃えるごみとして、焼却処理するのではなく、そうしたリサイクル工場に持ち込む、または自社で生ごみ処理機を導入するといった方法をとっていただくよう、情報提供、啓発に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） フードバンクであるとか、先進的な取り組みをしておること連携しながら、それと取り組みをしていくということについては模範的な答弁であります。もっと踏み込んだことができないのかなという思いはするわけです。これは、やはり企業の方針もでございます。せつかくできた法律でありますから、食品ロス削減推進法というできた法律でありますから、それに基づいて、例えば、当店ではこういったことに積極的に取り組んでいますとか、あるいは、営業妨害になるかもしれないけれども、そのために買い過ぎには注意しましょうとか、それは営業妨害になるという見方と、積極的に食品ロスをなくする運動に取り組んでいる優良店であるというイメージの両方の側面があるわけですよ。そうした具体的な協力依頼であるとか、そういったことに今までのようにお願いとか、こういったことでやるのではなくて、一步踏み込んだ本町の取り組みの姿勢というものをを見せていくようなおつもりはありませんか。お伺いします。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 取り組みでございますが、今考えておりますのが、今月末ぐらいまでにチラシ、企業用のチラシを作成いたしまして、7月、8月から事業者の訪問を考えて、協力要請等をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） このチラシというのは、どこに配布するチラシ、事業所ですか。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） はい、事業所向けのチラシを今考えているところです。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） ごみの量を大幅に削減するということが、現在、芸北広域環境施設組合へどれぐらい負担金を支払っているのか。北広島町は1億6000万円、若干前後しますが、大体それぐらいです。安芸高田市は2億6000万円の負担金を拠出して、そこを運営しております。非常に大きな額であります。既に建物の老朽化して建て替えるか、あるいは、よそに委託するか、そういったことを今年のうちに方針を出していくんですが、また、組合のほうでも、民設民営方式のところの視察に行くということにしておりますけれども、やはりこうした大きな負担金というものはできるだけ少なくしていくことを考えていかなければ、財政的にも非常に厳しいと。そういう中でいろんな各セクションで考えていかなければならない問題であろうというふうに思っております。事業系のごみにスポット当てましたけれども、家庭ごみも一緒です。こういったことについて、関係機関と連携をとって、一步踏み込んだ行政指導にしていくべきだろうと思っております。ぜひとも考えていただきたい。この問題はこれで終わりますけど、先ほどの高齢者の対応ということについて答弁いただいたんですが、もう1点ほど残っております。ごめんなさい、ちょっと集中力が年とともに欠けておりますので、2点目の高齢者世

帯が多くて毎年空き家も増加しておると。今朝ほども、そういったことの質問はありました。指摘もありました。その中で、住める状態であれば空き家登録をして、条件が合えば入居していただけるんですが、空き家になって、長く放置していると住むこともできなくなる。また、それによって放置された家屋も随所に見られる。家屋ばかりでなくて宅地、田畑、山林、これらについても、できれば近所の方が買っていただければいいんですが、近所も同じように高齢化しておると。積極性はない、若い者はまちに出ておるといった状況で、誰かが管理しなければならない。今朝ほども生前の放棄とかいろんなことが出てきましたけども、なかなかできないということですが、誰かが相続をしてそこを管理していくと。活用ではなくて管理のみしておるということが非常に多いわけです。建設課長は、個人財産である、空き家も1224戸あって、だけど大切な財産で、そういうことを言われましたが、大切な財産であると同時に迷惑財産でもあるわけです。両側面があるということを確認していただきたい。大切なばかりではない。どうしていいかわからない。買ってもらえない、引き受けてもらえない。これがますます増えていく。そうした中で、税法上では、やはり評価額が出てますから、それに対する税を、固定資産税、これを払っていかなければならない。私も1軒管理しておりますけども、家内が、お父さん今年は何だかしらん、固定資産税がすごい増えとると、これはこれこれ相続したからですよと言うんですが、中には、家を2軒管理されている方もいる。私と同じぐらいの女性の方なんですけどね。大変だろうなと思います。固定資産税だけでなく、家の周辺の環境整備、田畑の草刈り、庭の手入れ、そういったことをやはり自分でできればいいですが、これをまたシルバー人材センターであるとか、そういった方々に依頼をする。かなりの経費がそこに費やされてくる。このことが大きな負担になっておるわけでありまして、これは現在の税法上致し方ないのかどうか、その辺について、何とかほかに方法があるのかどうか。税務課長、答弁をお願いします。

○議長（宮本裕之） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 固定資産税は物件を活用しているか否かにかかわらず、所有者が負担するというのが大原則でございます。残念ながらこのようなケースで軽減されるような特例というのは現在のところはございません。以上です。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） そういう答弁であろうというふうに思っておりました。所有者、そして財産管理人が負担をしていくということですが、これらが大きな負担というのは当然のことなんですが、ますます増えてくると、こういった方々が増えてくる。息子らに言うても、息子らはやってくれん、日曜日になると、いや子どものクラブ活動でございます、あるいは、どこどこへ行事でございますということで、おじいちゃんおばあちゃんがそこの管理をしておると、少ない年金の中からシルバーさんのほうにお願いをしてやっていただく。固定資産税はいた仕方ないということで、大きな負担になってきとるわけですよ。このことについて、町長いかがでしょうか。我々の周辺にもこういった方々が随分とおられるはずなんです。何とか行政の手を差し伸べるわけにはいかないものかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） そういった現状もあるかもわかりませんが、現在のところ、仕組みとして、軽減措置等もないということですが、地域の中で、ある程度の支え合いというような形ができれば理想ではあると思いますが、それもできないような状況も地域によってはあろう

というふうに思っております。いい解決策があれば、今後検討をしていきたいというふうに思いますけども、現在のところは難しい状況だというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） なかなか難しい問題ですね。やはりこうしたことがあれば、ますます過疎集落と申しますか、限界集落に近づいていくと。やがて管理ができなくなる。そうすると、獣の領域が増えてきて、イノシシ、シカ、クマが出没してくると。カキの木も切ればいいが、ほったらかしで、カキの木は、秋にはクマが上ってる、クマが出るようなところには、わしは帰らんと、そういう悪循環が生じてくるわけでありまして。そうしたことも鑑みながら、どうすればいいのか。決め手がないんであります。これ日本全国共通した課題であろうと思います。九州から北海道まで、獣対策というのは、非常に大きな課題になっておりますけども、そうかといって、都市住民から見れば、動物愛護の観点から、けものを殺すとは何事かと。インターネットで見れば、あなたたちは、それでも人間ですかと。狩猟するメンバーへの書き込みもあります。じゃあ田舎へ来て住んでみられたらどうですかと言いたくなりますが、そうも言われませんが、やはり行政は行政として、そういうことも考えながら、いろんな行政施策を展開していただきたいと思うわけでありまして。これで終わります。それと同時に、今度は次の3点目、時節柄、梅雨時期へ入ってまいります。災害情報の危険度の周知徹底はということでありまして。今、災害というのが非常に局地的で大型化しておると。幸い本町では、多くの死傷者が出るような災害が発生しておりませんが、急激な天候異変によって、今ではなかなか予測しがたい、そういったことがあるようでございます。今、気象庁から気象情報で、急を要する緊急性の高い情報の伝達手段、これはどのように町民に対して周知徹底されておるのか、その点をお伺いします。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 現在の災害情報、これのまず発信についてお知らせします。伝達方法ですが、きたひろネット防災行政無線での音声放送、それから防災安全お知らせメールの発信、これ登録メールでございます。きたひろネットデータ放送で発信をしております。また、広島県防災情報システムの機能により、危機管理課で入力した防災情報や避難所開設情報がきたひろネットを含めた各テレビ局で情報発信をされます。そのほか、北広島町ホームページでの防災情報発信、防災アプリなど気象状況に応じて複数の方法で情報発信をしております。なお、避難勧告等に関するガイドラインの警戒レベル1から5、これについては、6月の広報きたひろしま、それから県の作成しましたチラシ、これを全戸配布する予定としております。それからホームページでも、現在、警戒レベル1から5を表示をするようにしております。以上です。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 今、危機管理課長のほうから答弁あったんですが、ガイドラインと。ガイドラインというのは、昨日資料いただいたこれらですかね。両方ですか。こっちですか。これは、県の、危機管理課長、これはお配りにならないわけですね。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 先ほど言いましたように、これをカラー刷りですが、これを各戸に配布する予定です。現在、危機管理課のほうへ届いておりますので、区長文書のほうで配布させていただきます。それはいたしません。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 非常に明るくてわかりやすい反面、字が多すぎる。これも配られることについては、今から梅雨時期に入って、非常にタイムリーだと思っております。配らないよりは配ったほうがいい。そして中を読まれるでしょう。しかし中には、目を通されないじいちゃん、ばあちゃんもおられるかもしれない。その中で、警戒レベル1から5まであります。それとよくわからないのが警戒情報とかいろんな情報という言葉、注意情報、大雨注意報、何とか、そういうのが結構出てくるんですよ。それは一体何ぞやと、どのレベルに達しているのかということがわからない。本町独自で警戒レベル1から5までを簡単に一目瞭然にわかるようなものを作成できないかどうか。書いてあることはわかるんですよ。警戒レベル1、2、3、4、いろいろ書いてあって、しっかり裏にも書いてあるんですが、こういったこと、裏に書いてある1から5、これについて拡大をしたもの、1から5でも非常に字句が多い。ごく簡単に、災害レベル1であれば、これはほぼ平常ですよと、2であれば、避難行動の確認ですよと、3であれば、高齢者は避難、4であれば、全員避難、5であれば極めて危険、もう既に手おくれと、非常に厳しい言葉ですよ。それぐらいのことが書いてないと、5であれば、命を守る行動してくださいとある。こういったことやりながら、きたひろネットの放送では、命を守る行動してくださいとあるとか、簡単にレベルの1から5までをあまり、災害あったときに、いや、どうだろうか、これ読んで暇ないですよ。だから、これ情報としてはこれ配られることはいいし、ただ、本町は本町として、もうちょっときちっとよく目立つもので、災害レベルを表示したものを配布される気はありませんか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 現在、この警戒レベルについては、各防災組織とか、そういうところの出前講座でお話しております。警戒レベル1から5というところもちよっと丁寧にお話をしているところです。それと、また1月には、自主防災組織や自治会の方、自主防災組織未設置のところですが、そちらの方にも警戒レベル1から5というところをお話しているところなんです。町として、これを簡潔にというところがあるんですが、今のところは、このチラシのほうを配布させてもらって、各地区の説明ということで、周知のほうは、それでさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 各地区でいろんな講座を開かせていただくということについては、精力的にやっただいておるものだと思うわけですが、全町隅から隅までということにはなかなか難しかろうと思います。危機管理課長、一人で対応される、二人で対応される。二人で手分けしてされる。それでも町内全て回るとすると、限界があろうと思うわけですが、やはりマニュアルどおりにいかないところがあると。先日テレビで報道されてましたけども、このマニュアルどおりで避難してくださいということでは、なかなか市民は避難しない。言葉をきつくして、早急に避難せよと、これはそういう言葉ないんですよ。そうすると、ただごとではないと思って避難を開始して、命拾いしたという場合があります。これはテレビで報道されておりました。そういうふうに町民の生命、財産、これをいかにして守るかということについて、マニュアルどおりにはいかないと。その場に応じた対応していくことが最もベターな方法であると思うわけですが、なかなか今までそういった大きな災害があるにはありますけども、多くの死者が出たような災害がないということから、やはり我々の中にも一つの安心感というのか、

あまり、まずちょっとあり得んだろうという発想が湧いてくるわけであります。それをやはりどういうふうにするか、その危機意識を醸成していくか、このことが今、課せられた危機管理課の中で大きな課題であると思うわけですが、決して現状に甘んじることなく、慣例に甘んじることなく、今までの全国で起きた大きな災害を教訓にして、励んでいただくことを申し添えて質問を終わります。

○議長（宮本裕之） これで中田議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ、明日13日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、明日の会議は10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 59分 延会

~~~~~ ○ ~~~~~